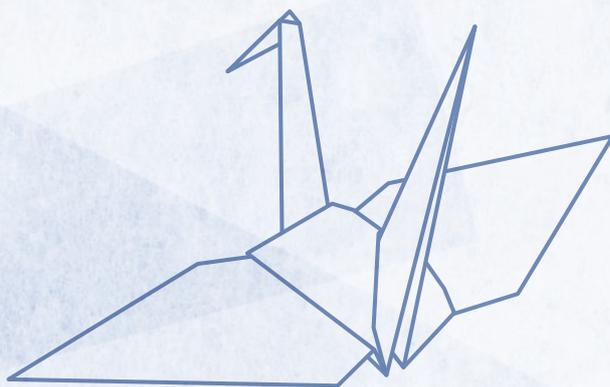


第5章

各目標の達成状況



5. 各目標の達成状況

日本政府による進捗評価

上記4「SDGs達成に向けた日本のビジョンと取組の評価」に記載した様々な取組を通じ、日本は、イノベーションを活かした成長と分配の好循環により、30年にわたり続いてきたデフレから完全に脱却しつつ、高水準の賃上げを実現するなど、成長型の経済を実現できるかどうかの重要な分岐点を迎えるに至っている。同時に、2050年カーボンニュートラルに向けた温室効果ガスの排出削減や災害リスクに対する強靱化等において成果を上げている。

様々な取組を通じた、各分野の進捗を総合的に俯瞰した結果、SDGsの目標3(健康・福祉)や目標8(経済成長と雇用)、目標9(インフラ、産業化、イノベーション)、目標13(気候変動)等で進展が確認された。

一方、目標5(ジェンダー)や目標10(不平等)等では、雇用の拡大などの経済状況の好転や、年金等の社会保障や税による再分配効果により、女性の就業率や相対的貧困などについて、基本的に横ばい又は改善の傾向となっているが、課題も確認されている。

詳細については、以下「各目標の達成状況」において、目標ごとに進捗を確認する。

なお、SDGsを打ち出した2030アジェンダは、SDGsの17目標及び169のターゲットをフォローアップするものとして、グローバル指標を位置付けており、日本政府も、ウェブサイト「Japan SDGs Action Platform」上で、日本のグローバル指標の値を公開している⁸⁸。2025年3月時点では、174指標を整備しており、前回VNRを実施した2021年から36指標を新しく整備した。

以下の日本政府による進捗評価においても、SDGsに付随するターゲットやそれらに関するグローバル指標の関連データを参考にするものの、日本における相対的優先度合い等も加味しつつ、必ずしもそうした一つの枠組みにとらわれずに、目標ごとの評価を行う。

88

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/statistics/data/21_SDG_indicator_data_list\(for_download\).xlsx](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/statistics/data/21_SDG_indicator_data_list(for_download).xlsx)

目標1:あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる



(1)平均所得金額

日本国内における本目標の達成状況を直接的に示す指標ではないが、国内の所得等に注目する調査である2023年国民生活基礎調査によると、2022年の1世帯当たり平均所得金額は、「全世帯」が524万2,000円(約3万9,000米ドル⁸⁹)となっている。また、「高齢者世帯」が304万9,000円(約2万3,000米ドル⁹⁰)、「高齢者世帯以外の世帯」が651万1,000円(約4万9,000米ドル⁹¹)、「児童のいる世帯」が812万6,000円(約6万7,000米ドル⁹²)となっている。

各種世帯の1世帯当たりの平均所得金額の年次推移

世帯の種類 対前年増加率	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
全世帯(万円)	528.9	541.9	545.4	560.2	551.6	552.3	…	564.3	545.7	524.2
対前年増減率(%)	-1.5	2.5	0.6	2.7	-1.5	0.1	…	…	-3.3	-3.9
高齢者世帯(万円)	300.5	297.3	308.1	318.6	334.9	312.6	…	332.9	318.3	304.9
対前年増減率(%)	-2.8	-1.1	3.6	3.4	5.1	-6.7	…	…	-4.4	-4.2
高齢者世帯以外の世帯(万円)	615.2	636.4	638.0	656.3	653.2	659.3	…	685.9	665.0	651.1
対前年増減率(%)	0.8	3.4	0.3	2.9	-0.5	0.9	…	…	-3.0	-2.1
児童のいる世帯(万円)	696.3	712.9	707.6	739.8	743.6	745.9	…	813.5	785.0	812.6
対前年増減率(%)	3.4	2.4	-0.7	4.6	0.5	0.3	…	…	-3.5	3.5

※2015年の数値は、熊本県を除いたものである。

※2020年は、調査(2019年の所得)を実施していない。

(2)生活困窮者自立支援法

生活困窮者自立支援法は、2015年4月に施行され、生活に困窮する方の相談を受け付け、一人一人の状況に合わせて、仕事の支援、家賃相当額の支給などの住まいの支援、家計の立て直しの支援など様々な支援を提供している。同法が施行されてから、2023年度までに新規相談受付件数は延べ約315.3万件であった。

新型コロナウイルス感染症が感染拡大した2020年度は新規相談受付件数が78万6,163件にまで増大したが、その後減少し、2023年度は29万3,455件となっている。

⁸⁹ 2022年度の為替レート1米ドル/133.85円を基に、参考として事務局にて計算

⁹⁰ 2022年度の為替レート1米ドル/133.85円を基に、参考として事務局にて計算

⁹¹ 2022年度の為替レート1米ドル/133.85円を基に、参考として事務局にて計算

⁹² 2022年度の為替レート1米ドル/133.85円を基に、参考として事務局にて計算

(3)生活保護

利用し得る資産、能力その他あらゆるものを活用してもなお生活に困窮する方については、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、自立を助長することを目的とした生活保護制度による支援を行っている。生活保護受給者数は2015年3月をピークに減少に転じ、2024年9月には約201万人になった。一方、生活保護の申請件数は、新型コロナウイルス感染症が感染拡大した2020年以降増加しており、2024年1月から9月までの9か月間の累計は、約20万件となった。

(4)こどもの貧困の解消に向けた対策の推進

こどもの貧困率⁹³は、「子どもの貧困対策に関する大綱」が最初に策定された2014年に公表された国民生活基礎調査に基づく2012年の値は16.3%であり、前回VNRに掲載した2018年の値は14.0%であったが、2021年には11.5%と低下した。2023年12月に閣議決定した「こども大綱」等に基づき、引き続き、こどもの貧困の解消に向けた対策を推進していく。

(5)国際協力

2023年6月に改定した開発協力大綱では、新しい時代の「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅を重点政策の一つに定め、脆弱国・地域等への協力にも引き続き取り組んでいく旨記載している。

JICAは、市場志向型農業振興(SHEP: Smallholder Horticulture Empowerment & Promotion)という、小規模農家の自立性を尊重しつつ、収入を向上させることを目的とした農業普及のアプローチを実施している。SHEPは、ケニアとの技術協力の中で生まれた、農業振興と貧困削減を同時に追求するJICA発のアプローチであり、対象農家の所得の大幅な増加が確認された。2025年3月時点において、世界約60か国でSHEPアプローチを展開している。

この他、国際金融機関と連携し、開発途上国の貧困・格差解消に資する施策として、政府予算支援、コミュニティ開発、女性のエンパワーメント、社会的保護プログラム等を実施してきている。

⁹³ 出典OECD “Income Distribution Database”

目標2：飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する



(1) 国による支援の実施

日本政府は、就学援助制度や生活保護制度により、学校給食費の補助や低所得世帯への教育扶助を実施してきている。学校給食の普及・充実と食育の推進を通じて、健全な食生活の実践及び健康の保持・増進を目指している。また、経済的に困窮している方への多様な食料の提供に向けて、地域の関係者が連携する体制づくりや食品提供の質・量の充実等に向けたフードバンク・こども食堂等の取組を支援している。このほか、食育の一環として、こども食堂等へ政府備蓄米を無償交付している。

2022年に実施した「生活と支え合いに関する調査⁹⁴」によれば、過去1年間に金銭的な理由で家族が必要とする食料が買えない経験があったと答えた世帯は、11.1%であった。前回VN RIに記載した2017年における値の16.9%と比較すると改善が見られる。

(2) 地域の取組

近年、無料又は安価で栄養のある食事や温かな団らん、こどもたちの居場所を提供することも食堂などの取組が地域で広まっており、家庭で十分な食事や共食が難しいこどもたちに対して、栄養バランスのとれた食事や共食の機会を提供している。また、食品企業などから未利用食品の寄附を受けて、こども食堂等への食品の提供を行うフードバンクの取組が広がっており、食品を必要とする者への未利用食品の活用が進んでいる。

(3) 持続可能な食料システム

「みどりの食料システム戦略」では、2050年までに目指す姿として、農林水産業におけるCO₂ゼロエミッション化の実現や化学肥料の使用量の30%低減など14のKPIを設定している。農林水産業の燃料燃焼によるCO₂排出量は、2022年度で1,430万トン-CO₂(2013年度比で約13.8%減)、化学肥料使用量は、2022肥料年度で81万トン(2016肥料年度比で約1%減)となっており、引き続き目標の達成に向けて取組を推進していく。

⁹⁴ 国立社会保障・人口問題研究所「生活と支え合いに関する調査」(2022年)https://www.ipss.go.jp/ss-seikatsu/j/2022/SSPL2022_gaiyo/SSPL2022_gaiyo02.pdf

(4)東京栄養サミット2021

2021年12月に日本政府の主催により開催された東京栄養サミット2021において、日本は、今後3年間で3,000億円(28億米ドル⁹⁵)以上の栄養に関する支援を行い、UHCの達成等に貢献していくことを表明した。また、イノベーションによって食関連産業が栄養改善に貢献すること、食育等により個人の行動変容を促すこと、政府と企業の連携により開発途上国を支援すること、さらに、新型コロナの拡大により栄養不良の人々の増加が懸念されている中、一致団結して栄養改善を推進することが必要である旨表明した。

東京栄養サミットでは、全参加主体から396のコミットメントが提出され、計270億米ドル以上の栄養関連の資金拠出が表明されるなど、過去の栄養サミットを上回る成果が得られた。日本は、日本政府のコミットメントに基づき、栄養政策の一層の推進を行い、その一環として、健康的で持続可能な食環境づくりに取り組んでいる。

(5)農業分野の国際協力

日本はこれまでG7やG20等の関係各国や国際機関とも連携しながら、日本及び世界の食料安全保障の確保に向けて、温室効果ガス排出の低減を含めた、農林水産分野の持続可能性確保と生産性向上を図るための技術協力や、食品安全・動物衛生・植物防疫に係る国際基準の策定などを推進している。また、国際原子力機関(IAEA)の「Atoms4Food」イニシアティブへの拠出を通じて、作物の品種改良や害虫対策等において、原子力技術の活用を促進するための貢献も行っている。

JICAはアフリカ稲作振興のための共同体(CARD⁹⁶)を立ち上げ、アフリカのコメ生産量の倍増による食料確保に貢献している。2025年3月時点でCARDにはアフリカの32か国が加盟している。また、食と栄養のアフリカイニシアティブ(IFNA⁹⁷)を通じたアフリカの栄養状態の改善に対する取組も実施している。

また、農産物の生産から加工、流通及び消費に至る各段階において付加価値を高めながら、同時に各段階間の付加価値の連鎖を生む包摂的かつ持続的なフードバリューチェーンを構築することが重要である。こうした努力により、フードロス削減を目指し、安全・高品質な農産物を安定的に消費者に届けるとともに、農家の収入向上にもつなげる取組を実施している。

⁹⁵ https://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/ghp/page6_000636_00001.html

⁹⁶ CARD: Coalition for African Rice Development

⁹⁷ IFNA: Initiative for Food and Nutrition Security in Africa

目標3:あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

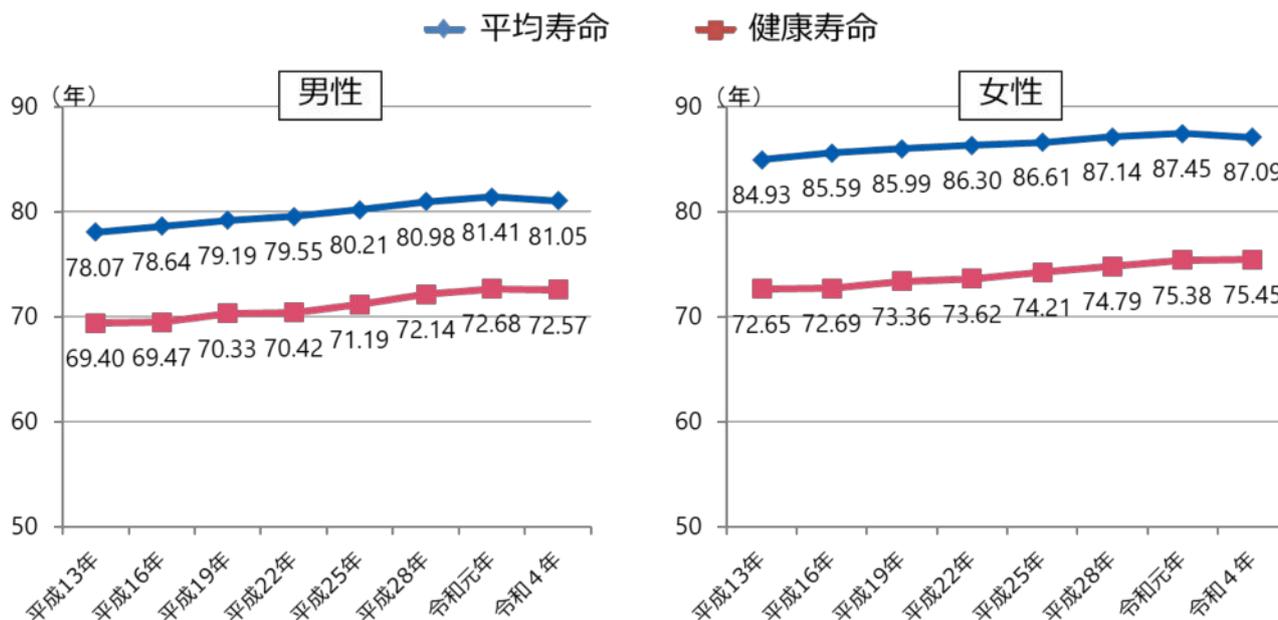
3 すべての人に健康と福祉を



(1)平均寿命と健康寿命

日本では、基本的な法制度の整備や仕組みの構築、地方公共団体、保険者、企業、教育機関、民間団体等の多様な主体による取組に加え、データヘルス・ICTの利活用、社会環境整備、ナッジやインセンティブ等の新しい要素を取り入れた取組等の諸活動の成果により、健康寿命は延伸してきている。一方で、「健康日本(第二次)」の最終評価では、生活習慣病の発症予防に関する指標など一部の指標が悪化していることも指摘された。こうした評価も踏まえ、2024年から健康増進法に基づき「健康日本21(第三次)」が開始され、今後12年間の健康に関する目標が設定されている。この計画では、全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現のため、個人の行動と健康状態の改善に加え、個人を取り巻く社会環境の整備やその質の向上を通じて、健康寿命の延伸や健康格差の縮小の実現を目指すこととしている。

平均寿命と健康寿命の推移



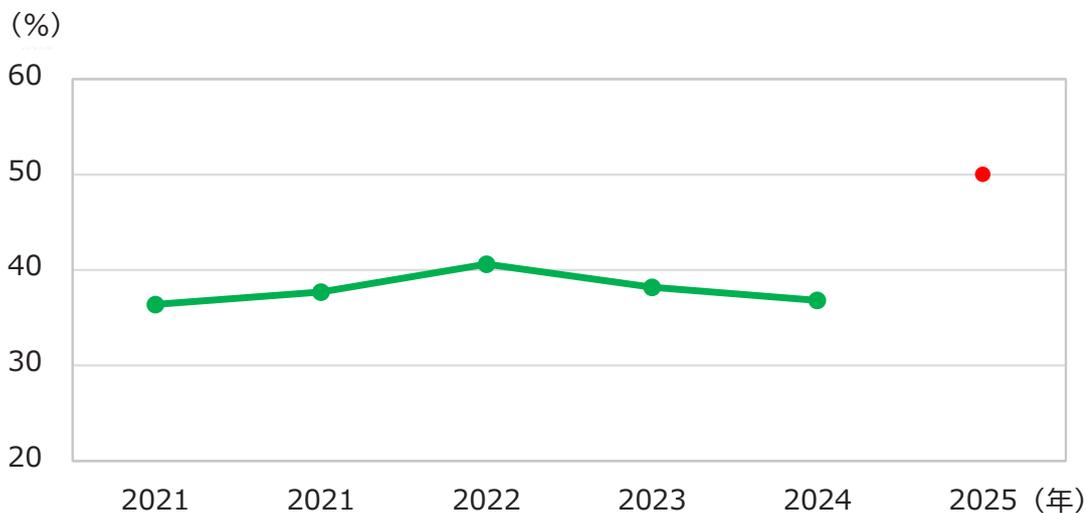
資料:「第4回健康日本21(第三次)推進専門委員会資料1-1」より抜粋

※健康寿命とは「日常生活に制限のない期間の平均」をいう。

(2)食育の推進

食育基本法に基づき、2021年度から第4次食育推進基本計画が実施されており、生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進を重点事項の一つとして掲げ、健全な食生活の実践を推進している。生涯にわたって心身の健康を確保しながら、健全な食生活を実践するためには、国民一人一人が栄養バランスに配慮した食事を習慣的にとることが必要である。このため、第4次食育推進基本計画において、国民にとっても分かりやすく、食事全体における栄養バランスを表している「主食・主菜・副菜を組み合わせた食事」を栄養バランスに配慮した食事の目安とし、そのような食生活を実践する国民を増やすことを目標としているが、関連目標の達成に向けては、いまだ10%ほどの乖離がある。

主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている国民の割合



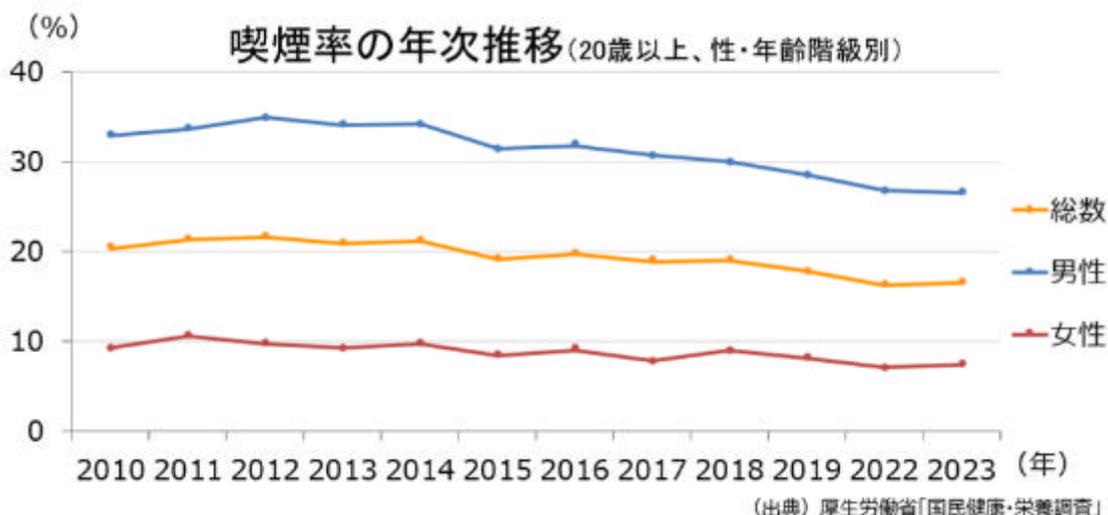
資料：農林水産省

今後、若者、高齢者など各世代の健全な食生活の実現に向けた課題の整理や認識の共有を図るとともに、消費者に直接働きかける食品関連事業者等による食育活動等を推進していく。

(3)喫煙対策

望まない受動喫煙をなくすため、2018年に健康増進法を改正し、2020年4月から全面施行している。多くの施設において屋内が原則禁煙となり、20歳未満は喫煙エリアへ立ち入り禁止になる等の取組を進めている。成人の喫煙率を12%に減少させる目標を掲げ、生活習慣の改善に取り組んでいる。前回VNRに記載した2019年の値、男性28.5%、女性8.1%と比較して、2023年の値は男性26.5%、女性7.4%であり男女とも減少している。引き続き、目標達成に向けて総合的な対策を推進していく。

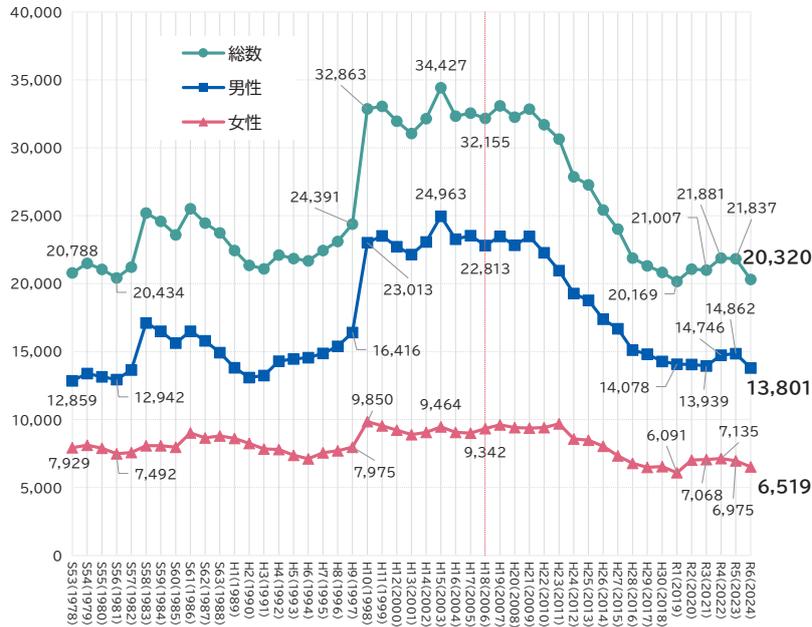
喫煙率の年次推移



(4) 自殺対策

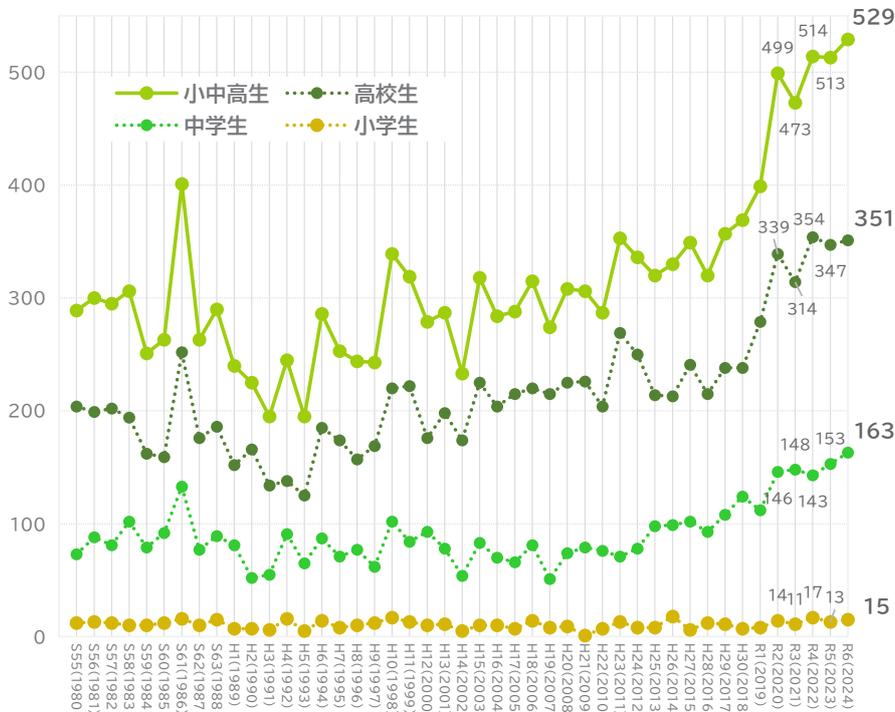
日本は、自殺対策基本法により、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指している。同法に基づき、自殺総合対策大綱を定めており、おおむね5年を目途に見直してきており、2022年に第4次「自殺総合対策大綱」を閣議決定した。同大綱では、子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化、女性に対する支援の強化、地域自殺対策の取組強化などが盛り込まれている。同大綱では、自殺死亡率を2015年比で30%以上減少させる(18.5%から13.0%以下)を数値目標としており、これを人口に換算すると約1万6千人以下となる必要がある。2024年の自殺者数は2万320人となり、前回VNRに記載した2020年の値(2万1,081人)と比較して761人減少した。また、小中高生の自殺者数は近年増加傾向にあることを踏まえ、2023年に自殺リスクの早期発見からの的確な対応に至る様々な取組を盛り込んだ「こどもの自殺対策緊急強化プラン」をこどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議において取りまとめ、総合的な施策を推進している。引き続き、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、総合的な対策を推進していく。

自殺者の年次推移



(注)警察庁「自殺統計原票データ」を基に厚生労働省作成(数値の単位は人)。

小中高生の自殺者の年次推移

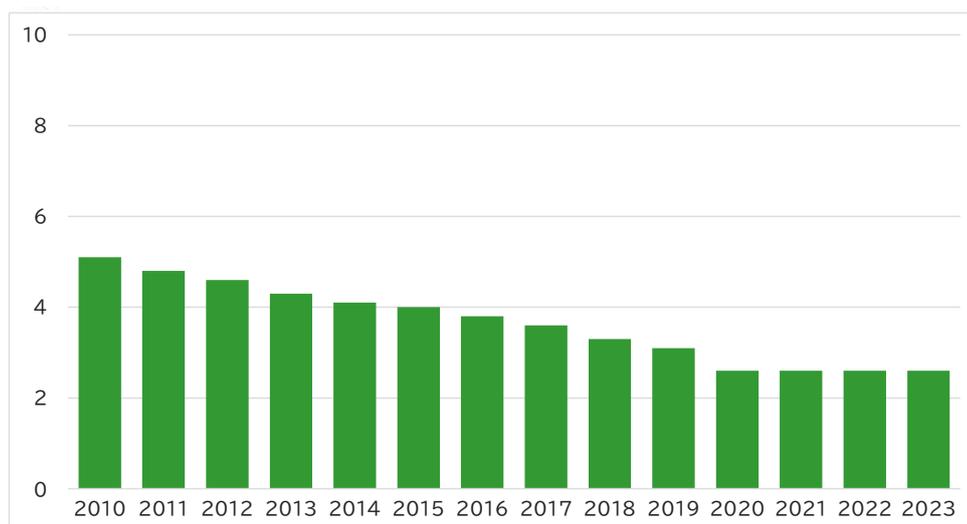


(注)警察庁「自殺統計原票データ」を基に厚生労働省作成(数値の単位は人)。

(5) 道路交通事故による死者数

道路交通事故による死者数は、2019年は3,819人(人口10万人当たり3.1)であったが、2023年には3,173人(人口10万人当たり2.6)に減少しており、年々減少している傾向にある。

路上交通事故死亡率の推移



注:人口10万人当たりの路上交通事故による死亡率(厚生労働省「人口動態統計」を基に作成)。

(6) UHCの達成を始めとするグローバルヘルスでの協力

アジア健康構想及びアフリカ健康構想の下、アジア6か国、アフリカ6か国とヘルスケア分野における協力覚書を日本との二国間で各国署名しているほか、2019年から2024年までの間フィリピン、インド及びベトナムとの間でそれぞれヘルスケア合同委員会を開催し、保健分野における協力について議論してきた。また、実証事業、ミッション派遣、官民マッチングイベント、医療関係者の招へい等を通じて、日本企業によるアジア・アフリカ市場における健康・医療ビジネスの国際展開のための環境整備に努めてきた。

2022年5月にはグローバルヘルス戦略を策定、公衆衛生危機に対する予防・備え・対応(PPR)の強化やより強靱、より公平かつより持続可能なUHCの達成に向けた取組を行っている。特に、各国の財務・保健当局及び国際機関の連携枠組みの制度化、パンデミックに関する新たな国際文書を含む国際的規範設定への貢献、UHCの取組の推進、国際機関、官民連携基金等への拠出や連携強化、ODAや非ODAの活用を通じた貢献、民間企業、市民社会を含む多様なステークホルダーとの連携強化、感染症・非感染性疾患、母子保健、気候変動、薬剤耐性(AMR)を含む、グローバルヘルスを取り巻く多様な課題への対応のほか、教育、水・衛生、栄養、人口変動と開発、人道危機、人権等の分野横断的な取組を通じてグローバルヘルスに貢献している。これら日本の取組は、国際社会においても、高く評価されている。

具体的な取組例として、JICAが開発途上国、後発開発途上国及び小島しょ国の複数国を対象に実施する課題別研修「ポストSDGsに向けた保健政策及び保健システムマネジメント(日本の成果と課題の共有)」、「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ達成のための医療保障制度強化」、「地域保健向上のための保健人材強化」及び「UHC達成に向けた看護管理能力向上」を始めとする技術協力・無償資金協力・有償資金協力を通じた国際協力により、ターゲット3.c「開発途上国、特に後発開発途上国及び小島しょ国開発途上国において保健財政及び保健人材の採用、能力開発・訓練及び定着を大幅に拡大させる」に貢献している。

がん対策の分野では、IAEAの「Rays of Hope」イニシアティブへの拠出を通じて、がんの放射線治療や画像診断・核医学検査等に関する国際的な能力構築に貢献している。

また、2023年に開催されたG7広島サミットにおいては、日本は、議長国としてグローバルヘルス分野の議論を主導し、その成果として、「MCMに関するデリバリー・パートナーシップ」や「グローバルヘルスのためのインパクト投資イニシアティブ(トリプル・アイ)」が立ち上げられた。トリプル・アイにおいては、インパクト投資促進に向けた提言の発出やグローバルヘルス分野におけるインパクトの測定・管理に係るガイドラインの作成などに取り組んでいる。



目標4：包摂的かつ公正な質の高い教育の提供と生涯学習の促進に向けた取組

(1)教育の無償化・負担軽減に向けた取組

生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性に鑑み、2019年10月から、3歳から5歳までの全てのこどもを対象に、幼稚園、保育所、認定こども園等の利用料が無償化されている。また、高等教育費の無償化については、2020年4月から低所得世帯の学生等に対して、授業料等の減免と給付型奨学金の支給を併せて行っている。同制度は高校までの成績だけで判断をせず、本人の学業意欲等が確認できれば対象としている。さらに、高等教育費の支援については、2024年度から、多子世帯や理工農系の中間層へ支援対象を拡大したほか、2025年度からは、2025年3月末に成立した法律に基づき、多子世帯の学生等に対し所得制限なく、授業料等は無償とすることとした。



資料：文部科学省

(2)学習指導要領の着実な実施

現行の学習指導要領においては、これからの学校教育や教育課程の役割として「持続可能な社会の創り手」を育むことが前文と総則において掲げられており、ESDの理念が組み込まれている。この学習指導要領を踏まえ、各学校においてESDに係る取組が推進されている。

小学校学習指導要領（2017年3月告示）

【前文】

これからの学校には、……一人一人の児童が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、**持続可能な社会の創り手**となることができるようにすることが求められる。

【第1章 総則】

第1 小学校教育の基本と教育課程の役割

3 ……豊かな創造性を備え**持続可能な社会の創り手**となることが期待される児童に、生きる力を育むことを目指すに当たっては、学校教育全体……各教科……の指導を通してどのような資質・能力の育成を目指すのかを明確にしながら、教育活動の充実を図るものとする。……

（※中学校、高等学校、特別支援学校学習指導要領においても同趣旨の記載あり）

(3) 誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進

2023年6月に閣議決定された第4期教育振興基本計画では、「誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進」を基本方針の一つとして掲げており、子供が抱える困難が多様化・複雑化する中で、個別最適・協働的学びの一体的充実やインクルーシブ教育システムの推進による多様な教育的ニーズへの対応が求められている。

令和5年度におけるいじめの認知件数及び重大事態発生件数は、過去最多となった。国としては、いじめの積極的な認知を各学校に求めており、その結果として、いじめの認知件数が増加していると考えている。一方で、いじめの早期発見・早期対応・組織的な対応等において課題があり、いじめの重大事態が相次いでいることは極めて憂慮すべき状況であり、いじめ防止の対策として、未然防止・早期発見・早期対応・再発防止に至るまで総合的に取り組んでいる。また、2023年度における暴力行為の発生件数も過去最多であり、その根絶に向けて、警察等の関係機関と連携した取組を進めている。

障害のある子供の自立と社会参加を見据え、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に過ごすための条件整備と、一人一人の教育的ニーズに応じて、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場の整備を両輪として取り組んでおり、インクルーシブ教育システムの推進に向けた取組を進めている。

さらに、地域社会の国際化が進み、日本で学ぶ外国人の子供も増加している中、外国人児童生徒等の就学を促進するとともに、日本語指導を含めたきめ細かな指導を行うなど、教育機会の確保や教育水準の確保を図っている。

(4)男女共同参画を推進する教育・学習の推進

男女共同参画の実現は、社会全体で取り組むべき最重要課題である。「第5次男女共同参画基本計画」では、男女共同参画の理解の促進に向けた教育等を展開するとともに、その推進体制を強化する観点から、学校教育等の分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図ることとした。小中高等学校では、それぞれの能力や適性を考慮し、性別にとらわれず主体的に進路を選択できるようにキャリア教育が強化されているほか、学習指導要領に基づき、性に関する科学的知識に加え、互いを尊重しあう人間関係などの学習が行われている。

また、「次世代のライフプランニング教育推進事業」では、高校生や大学生向けのライフプランニング教育プログラムが開発され、男女共同参画意識の醸成が図られている。

第5次男女共同参画基本計画における成果目標の動向 －教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進－			
項目	目標値(期限)	計画策定時の数値	最新値
初等中等教育機関の教頭以上に占める女性の割合			
副校長・教頭	25% (2025年)	20.5% (2019年)	25.2% (2023年)
大学の教員に占める女性の割合			
准教授	27.5%(早期)、更に 30%を目指す (2025年)	25.1% (2019年)	26.9% (2023年)
教授等(学長、副学長及び 教授)	20%(早期)、更に 23%を目指す (2025年)	17.2% (2019年)	19.2% (2023年)
都道府県及び市町村の教育 委員会のうち、女性の教育 委員のいない教育委員 会の数	0 (2025年)	62/1,856 (2019年)	52/1,853 (2021年)

(注)第5次男女共同参画基本計画における成果目標の動向 (出典:内閣府男女共同参画局、2024、第5次男女共同参画基本計画における成果目標の動向)(2024年4月30日時点、2024年12月9日取得)https://www.gender.go.jp/about_danjo/seika_shihyo/pdf/numerical_targets_r060517.pdf

(5)生涯学習の促進

人生100年時代を見据え、全ての人のウェルビーイングの実現のためにも、人生の各場面で生じる個人や社会の課題の解決につながる学習機会が保障され、学ぶことで充実感を得て継続的な学びにつながるよう、生涯学び、活躍できる環境を整備し、多様な世代への情報提供や学習成果の可視化を進め、仲間とつながりながら学ぶことができる環境整備を図っている。

(6)国際協力と基礎教育の支援

2030アジェンダの採択に合わせて日本が発表した「平和と成長のための学びの戦略」の下、世界各地で様々な教育支援を行っている。2022年9月、国連教育変革サミットにおいて、「人への投資」を中核に位置付けた人材育成やESDの推進などを表明した。また、2023年5月のG7広島サミットでは、議長国として「教育は全てのSDGsの目標を達成するための触媒である」、「各国が最も疎外された子どもたちのために、より強固な教育システムを構築することを支援するための主要なパートナーであるGPE⁹⁸やECW⁹⁹、また、UNESCO¹⁰⁰やUNICEF¹⁰¹を含む国連機関に対する継続的な支援を求める」との内容を含むG7広島首脳コミュニケをまとめ、6月に閣議決定された開発協力大綱には、万人のための質の高い教育、女性・こども・若者のエンパワーメント及び紛争・災害下の教育機会の確保が明記された。このことも踏まえ、2024年、日本は、ウクライナの子どもたちがより安全な環境で学ぶことができるよう、危機における教育のためのグローバル基金であるECWへ新たに資金拠出を行った。

JICAは、主に教科書・教材開発を通じた子どもの学びの改善、地域住民を巻き込んだ教育課題の解決、女子や障害者など脆弱な状況に置かれた子どもの教育機会を拡大する取組を行っている。また「JICA開発大学院連携」事業を通じて、開発途上国の将来を担う意欲と能力を持った行政官・研究者等を留学生として日本に招き、大学の学位課程の中で、質の高い教育・研究の機会を提供している。これらにより、SDGs目標4「すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」に寄与している。



エチオピア「企業競争力強化のための包括的支援体制構築プロジェクト」。
日本の愛知県名古屋市(豊田エンジニアリング株式会社川名研修センター)において製造現場の模擬ラインを使った研修を実施している様子(写真:JICA)

⁹⁸ 教育のためのグローバル・パートナーシップ(GPE: Global Partnership for Education)

⁹⁹ 教育を後回しにできない基金(ECW: Education Cannot Wait)

¹⁰⁰ 国連教育科学文化機関(UNESCO: United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization)

¹⁰¹ 国連児童基金(UNICEF: United Nations Children's Fund)



技術的・職業的スキルの育成も重視されており、アフリカ諸国では産業人材の育成と企業への支援が進められている。2022年度から2023年度には、アフリカでカイゼンや経営のトレーニング等によって 2万6,086人の産業人材が育成され、今後も目標数を設定して更なる支援を続けていく。

目標5：ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う

5 ジェンダー平等を実現しよう

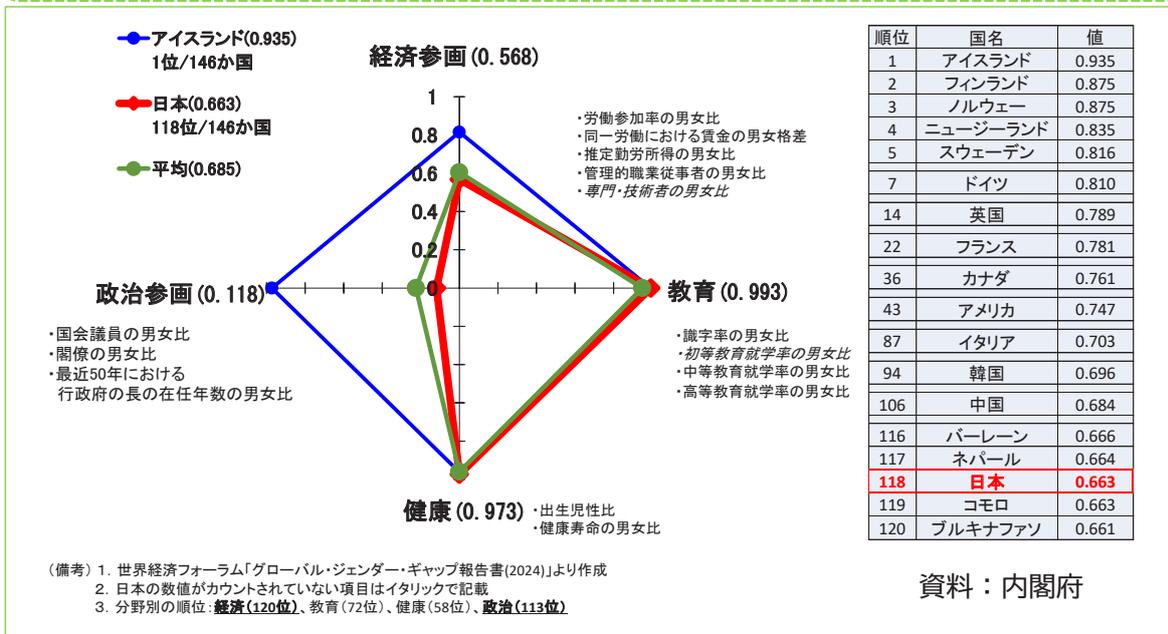


(1)ジェンダー平等の促進

女性活躍・男女共同参画は、多様性が尊重される社会の実現と経済社会の持続的な発展に不可欠な要素である。現状では、女性の就業率は上昇しているものの、世界経済フォーラムが毎年発表している「ジェンダー・ギャップ指数」における日本の順位が2024年には146か国中118位と、日本の取組は諸外国と比べて遅れている。

ジェンダー・ギャップ指数(GGI) 2024年

- ・スイスの非営利財団「世界経済フォーラム」が公表。男性に対する女性の割合(女性の数値/男性の数値)を示しており、0が完全不平等、1が完全平等となり、1に近いほど順位が高いとされている。
- ・日本は146か国中118位。「教育」と「健康」の値は世界トップクラスだが、「政治」と「経済」の値が低い。



この認識の下、日本政府は、第5次男女共同参画基本計画及び「女性活躍・男女共同参画の重点方針」(毎年6月をめどに政府決定)に基づき、様々な取組を展開してきた。特にジェンダーの平等を促進、実施及び監視する法的枠組みについて、以下のような進捗があった。

- 2021年、育児・介護休業法が改正され、男性の育児休業取得促進のための環境整備を始め、妊娠・出産等を申し出た労働者への育児休業制度の個別周知・取得意向の確認の措置を義務付けるなどし、育児休業を取得しやすい雇用環境の整備が図られた。
- 2021年、教員性暴力等防止法¹⁰²が成立し、教育職員等による児童生徒性暴力等への対策が図られた(施行は2022年4月)。

¹⁰² 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律

- 2021年、政治分野における男女共同参画推進法が改正され、政治分野における男女共同参画の推進に取り組む関係機関が明示されたほか、政党その他の政治団体の取組の促進が図られるとともに、国・地方公共団体の責務等の強化や、新たにセクハラ・マタハラ等への対応が義務的施策に追加される等の国・地方公共団体の施策の強化が図られた。
- 2022年4月に施行された民法の一部改正により、女性の婚姻開始年齢を18歳に引き上げ、男女の婚姻開始年齢を統一することとされた。
- 2022年、女性活躍推進法の関連制度を改正し、男女間賃金差異についての情報公表義務を定めた。
- 2022年、複雑化、多様化、複合化する女性をめぐる課題が顕在化したことを受け、孤独・孤立対策といった視点も含め、女性支援新法¹⁰³が制定され、新たな支援の枠組を構築することとなった(施行は2024年4月)。
- 2022年、AV出演による被害防止と被害者の救済を目的としたAV出演被害防止・救済法が成立した。
- 2022年、民法が改正され、女性のみには設けられていた100日間の再婚禁止期間が撤廃された(施行は2024年4月)。
- 2023年、性犯罪に関する刑法等の規定を改正し、不同意性交等罪等に改称して犯罪の要件を改めるとともに、性交同意年齢が13歳未満から16歳未満に引き上げられた。また性的姿態撮影等処罰法を制定し、性犯罪に対してより適切に対処できるよう図った。
- 2023年、配偶者暴力防止法が改正され、重篤な精神的被害を受けた場合も対象となるなど保護命令制度の拡充が図られた(施行は2024年4月)。
- 2024年、子ども性暴力防止法が成立し、教育、保育等の役務を提供する事業者に対する児童対象性暴力等の防止等の措置の義務付け等が導入されることとなった(施行は2026年12月まで)。

(2)ジェンダーに基づく暴力

ジェンダーに基づく暴力について、2024年3月に公表された内閣府の「男女間における暴力に関する調査」によると、これまで結婚したことのある女性の13.2%が配偶者からの暴力が何度もあったと回答している。さらに、不同意性交等をされた被害経験のある女性が8.1%に上るなど、依然として深刻な状況である。

配偶者等への暴力(DV)対策に関しては、DV防止法¹⁰⁴において保護命令制度の拡充等の措置を講ずることとする改正を行ったほか、2023年の性犯罪に関する刑法等の規定の改正の際に、配偶者間においても不同意性交等罪が成立することを、刑法の規定上明確化した。

¹⁰³ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

¹⁰⁴ 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)

また、性犯罪・性暴力対策については、2023年の刑法等の改正により、強制性交等罪等が不同意性交等罪等となり、同罪等の成立に係る構成要件が明確になったことで被害者が被害を申告しやすくなったこと、相談体制を充実させたこと等により、不同意性交等罪の認知件数は2,711件(2023年)から3,936件(2024年)に、検挙件数は2,073件(2023年)から3,376件(2024年)に増加した。相談体制の一つとして、各都道府県に1か所以上整備されているワンストップ支援センターがあり、被害者の意向を踏まえた必要な支援につなげられるよう、各センターの運営の安定化及び質の向上を図っている。また、各地域において、ワンストップ支援センターの警察や医療機関との連携強化、必要な支援の提供のための関係機関とのネットワーク構築等に係る都道府県等の取組を推進している。

さらに、女性をめぐる課題が複雑化、多様化、複合化していることを踏まえ、新たな支援の枠組みを構築することを目的として制定された女性支援新法(2024年4月施行)に基づき、困難な問題を抱える女性一人一人のニーズに応じて包括的な支援を実施できるよう、女性相談支援センター等の機能強化、民間団体が行う活動等への支援等を行っている。

なお、DVや性犯罪・性暴力等の暴力に関しては、男女間の格差が背景となっていることが多いことに留意しつつ、男性や外国人の被害者、同性間の被害者等、多様な被害者がいることから、そうした多様な被害者が相談しやすい体制整備に取り組んでいる。

(3)無報酬の育児・介護や家事労働に関する公共サービス等と世帯・家族内の責任分担

女性の労働を支える保育の受入れに関し、大きな課題であった待機児童¹⁰⁵については、2024年4月時点で2,567人となり、待機児童数がピークであった2017年の2万6,081人から7年連続で減少、同年の10分の1まで減少した。約87.5%の市区町村(1,524の地方自治体)では待機児童なしであった。これは受け皿の拡大が大きな要因とされる。

また、2023年度の男性育休取得率は30.1%¹⁰⁶であり、2022年度の17.13%¹⁰⁷と比較して上昇した。

(4)女性の政治・経済・公共分野でのあらゆるレベルの意思決定への女性参画

2023年の女性の労働力人口は3,124万人、労働力人口総数に占める割合は45.1%であった。女性の労働力人口は年々上昇するなど女性の社会進出は着実に進んでいる一方、男女間賃金差異は長期的には縮小傾向にあるものの主要先進国と比べると依然として差異は大きく、管理職等に占める女性の割合も長期的には上昇傾向にあるが、同様に依然としてその水準は低い。第5次男女共同参画基本計画において具体的な取組を定める分野の一つとして「政

¹⁰⁵ 待機児童、すなわち保育所等利用待機児童の定義とは、こども家庭庁が実施する調査日時点において、保育の必要性の認定がされたが、特定教育・保育施設や特定地域型保育事業の利用の申込がされているが、利用していない児童のこと。

¹⁰⁶ 厚生労働省「令和5年度雇用均等基本調査」における男性育休取得率

¹⁰⁷ 厚生労働省「令和4年度雇用均等基本調査」における男性育休取得率

策・方針決定過程への女性の参画拡大」を取り上げ、政治・経済・公共分野等での意思決定への女性の参画拡大のための取組を行った。その際、政治分野であれば候補者に占める女性の割合、経済分野であれば民間企業の雇用者の各役職段階に占める女性の割合や東証プライム市場上場企業役員に占める女性の割合、公共分野であれば国家公務員や都道府県職員、市町村職員等の各役職段階に占める女性の割合、国・地方の審議会等委員等に占める女性の割合等の成果目標等を設定し、その進捗を内閣府男女共同参画局ホームページにて公開している¹⁰⁸。

また、女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画や女性の活躍状況に関する情報の公表状況について、地方公共団体ごとの取組を比較できる形で「見える化」している。くわえて、就労に直結するデジタルスキルを身に付けた女性デジタル人材育成を加速するため、2022年4月に「女性デジタル人材育成プラン」を策定した。①デジタルスキル習得支援、②デジタル分野への就労支援、③優良事例の全国各地域への横展開の三つの軸に沿って、3年間集中的に取組を行った。具体的には、「地域女性活躍推進交付金¹⁰⁹」により、地方公共団体が地域の実情に応じて行う、女性デジタル人材や女性起業家を育成するためのセミナーや就労につなげる相談、ネットワークづくり等のマッチング支援、役員・管理職への女性登用などの取組を支援している。

(5)性と生殖に関する権利と健康

2023年、経口中絶薬が医療機関で使用できるようになったほか、緊急避妊薬を処方箋なしに薬局で適切に利用できるか確認するための調査事業を開始した。

(6)国際協力

ODAにおけるジェンダー主流化については、2023年6月に閣議決定された開発協力大綱に基づき、開発協力のあらゆる段階においてジェンダー主流化を通じたジェンダー平等及び女性のエンパワーメントを推進してきた。その結果、日本のODA全体に占めるジェンダー分野の割合(約束額ベース)は、2016年には約29.9%だったものが、2023年には約50.7%となった¹¹⁰(2025年3月時点)。

¹⁰⁸ 内閣府男女共同参画局ホームページ「成果目標・指標」

https://www.gender.go.jp/about_danjo/seika_shihyo/index.html

¹⁰⁹ 2024年度当初予算額3.0億円(215.8万米ドル)

¹¹⁰ 出典:OECD Data Explorer

目標6:すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する

6 安全な水とトイレ
を世界中に



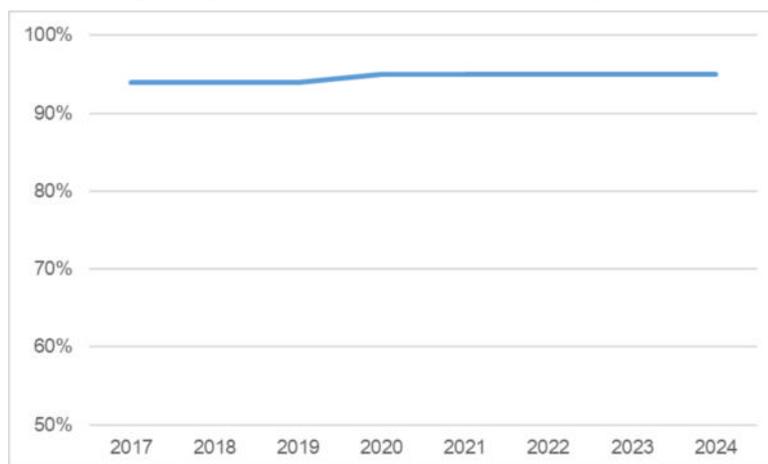
(1)安全な水

ターゲット6.1が定める全ての人々に安全で安価な飲料水の普遍的かつ平等なアクセスの達成について、日本はもともと水準が高く2023年値は98.2%となっている。さらに、水質汚濁防止法に基づく調査によれば、2021年と2022年の公共用水域における健康項目の達成率は99.1%となっている。一方、生活環境項目については、有機汚濁の代表的な水質指標である生物化学的酸素要求量(BOD)又は化学的酸素要求量(COD)の環境基準の達成率は、2023年度は89.2%である。水域別では、河川93.8%、湖沼52.6%及び海域80.5%であり、湖沼の水質改善にはなお努力が必要な状況にある。

(2)統合水資源管理

統合水資源管理の推進に当たっては、水資源開発促進法に基づき、日本の産業と人口の約5割が集中する7つの水資源開発水系において、水資源の総合的な開発及び利用の合理化の基本となる水資源開発基本計画を策定しており、危機的な渇水、大規模自然災害、水資源開発施設等の老朽化・劣化に伴う大規模な事故等、近年の水資源を巡るリスクや課題が顕在化している状況を踏まえ、継続的な見直しを進めている。また、水循環基本法に基づく「水循環基本計画」において、流域の総合的かつ一体的な管理の理念を体現化する「流域マネジメント¹¹¹」の考え方を明確化しており、健全な水循環の維持・回復に向けた流域連携の枠組みを推進している。これらの取組等を通じて統合水資源管理を推進しており、定着しつつある。

統合水資源管理の度合い(グローバル指標6.5.1)



資料:国土交通省

¹¹¹ 流域マネジメント:流域の総合的かつ一体的な管理は、一つの管理者が存在して、流域全体を管理するというものではなく、森林、河川、農地、湖沼、沿岸域、地下水盆等において、人の営みと水量、水質、水と関わる自然環境を適正で良好な状態に保つ又は改善するため、流域において関係する行政などの公的機関、有識者、事業者、団体、住民などの様々な主体がそれぞれ連携して活動すること。

(3)災害時等に備えた水資源管理

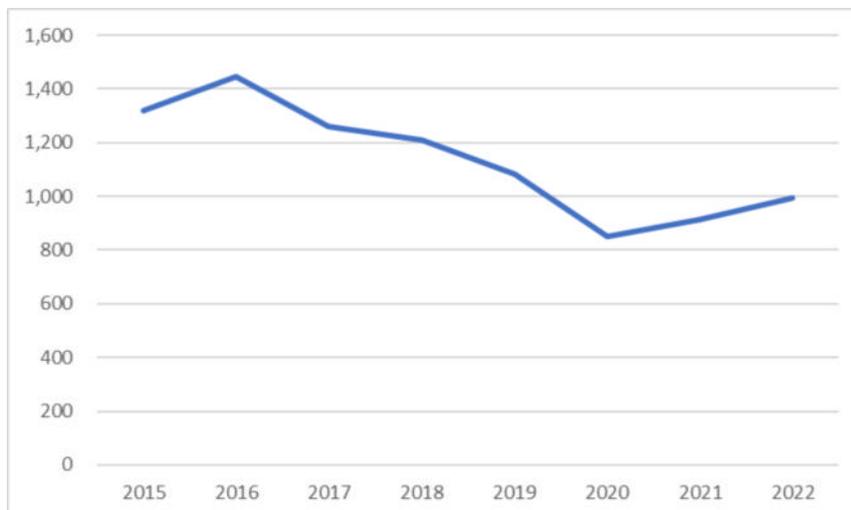
2024年1月に発生した2024年能登半島地震などの大規模災害時には、施設の被災やエネルギー供給の停止に伴う水供給施設の広域かつ長期の断水、汚水処理施設の機能停止が発生する等、脆弱性が顕在化した。大規模災害時等に、市民生活や社会経済活動に最低限必要な水供給や排水処理が確保できるよう、水インフラの被災を最小限に抑えるための耐震化等の推進、水道施設における他の系統から送配水が可能となる水供給システムや貯留施設の整備、汚水処理施設におけるネットワークの相互補完化、水インフラ復旧における相互応援体制整備や応急給水等の体制の強化、人材育成にもつなげる訓練の実施、業務(事業)継続計画(BCP)の策定とその実施、地下水等の一時利用に向けた取組等を推進していく。

(4)国際協力

日本は、水と衛生分野の課題に対し、国際連合、国際援助機関、各国等と連携しながら、日本の技術・人材・ノウハウ等を活用した国際協力に取り組んできており、1990年代から累計で世界一の援助実績を有している。JICAでは、開発途上国における健全な水循環の推進を目指し、都市部・農村部の各々のニーズに沿ったインフラ整備や維持管理能力向上など、日本の技術を活用したハード・ソフト両面での支援を行っている。具体的には、統合水資源管理、下水道及び水質管理分野、給水施設整備、水資源へのアクセスや水質改善、水道事業体の経営改善など、幅広い技術協力や資金協力を実施してきた。

また、水分野での国際連携・国際協力の重要性が高まる中、2023年3月に国連本部において、46年ぶりに水問題を中心に議論する「国連水会議2023」が開催され、日本がテーマ別討議3「気候、強靱性、環境に関する水」において共同議長を務めるなど、日本が世界の議論を主導してきている。気候変動の影響により水関連災害が激甚化・頻発化しており、水資源の安定的管理と水質保全を通じて人々の健康を守るための対策を統合的に展開することの重要性を認識し、日本の過去の経験を活かしながら、国内外で取組を進めている。

政府調整支出計画の一部である上下水道関連のODAの総量(グローバル指標6.a.1)



資料:国土交通省

目標7:すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する



(1)近代的エネルギーへのアクセス確保

日本は、省エネ法¹¹²を1979年に制定し、徹底した省エネを推進してきた。また、再エネ比率を2012年度の約10%から2022年度には約22%に拡大させた。引き続き再エネを主力電源として最大限の導入に取り組んでいく。また、水力発電設備の導入促進のため、既存ダムの未開発地点における開発可能性調査や、既存水力発電所における増出力・増電力のための設備更新支援等を進めている。下水処理水の放流時における落差を活用した発電、下水汚泥のバイオガスや下水熱のエネルギー利用など、新たな取組の試行や導入支援等も行っている。

(2)エネルギー基本計画

第7次エネルギー基本計画では、2040年度の温室効果ガス73%削減、2050年カーボンニュートラルという野心的な国際公約の実現に向けたエネルギー政策の道筋を示している。すぐに使える資源に乏しく、国土を山と深い海に囲まれるなどの日本の固有事情を踏まえれば、エネルギー安定供給と脱炭素を両立する観点から、再生可能エネルギーを主力電源として最大限導入するとともに、特定の電源や燃料源に過度に依存しないようバランスのとれた電源構成を目指している。

また、省エネルギーを徹底し、電化が困難であるなど脱炭素化が難しい分野においても脱炭素化を推進していくことが求められるため、天然ガスなどへの燃料転換に加え、水素等やCO₂の回収・貯留・有効利用(CCUS¹¹³)などを活用した対策を進めていく。

(3)国際協力

日本は、エネルギー安全保障・経済成長・脱炭素の同時実現を目指す考え方を基本とし、さらに、国ごとに異なる資源の賦存(ふぞん)状況、産業構造やエネルギー構成を踏まえつつ、多様な方法により世界全体での脱炭素化を実現することを目指し、日本の様々な技術を活用しながら、世界全体での脱炭素化にも貢献していく。

特に、東南アジアの多くの国は、日本と同様、電力の大半を火力に依存し、また経済に占める製造業の役割が大きく、脱炭素化に向けて共通の課題を抱えている。こうした中で、AZECなどの国際的な取組を通じて、再エネ・省エネ、水素・アンモニア、CCUS等の日本の技術を活かしつつ、各国の事情に応じた多様な方法による現実的な形でアジアの脱炭素化を進めていく。

¹¹² 省エネ法:エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律

¹¹³ CCUS: Carbon dioxide Capture, Utilization and Storage

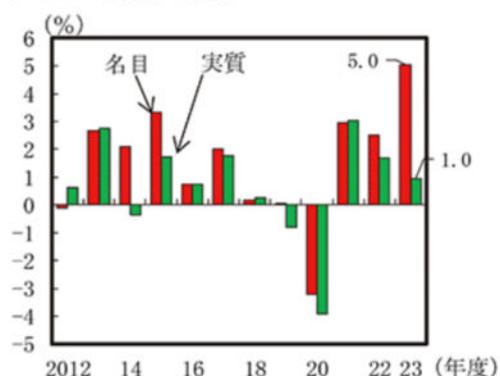
目標8：包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する



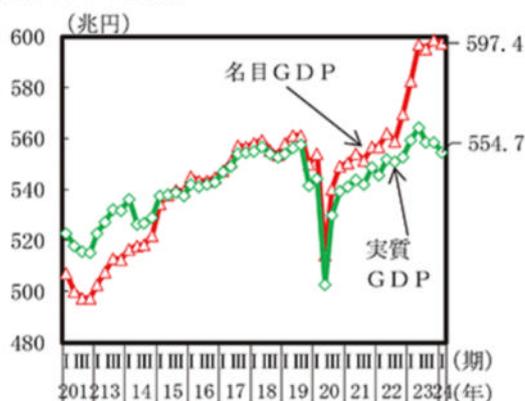
(1) GDP等の動向

2024年度のGDP成長率は、名目で3.7%、実質で0.8%となった。四半期別に動きをみると、年度を通して名目GDPは増加を続け、2025年1-3月期には625兆円（約4.1兆¹¹⁴）と過去最高となっている。

(1) GDP成長率の推移



(2) GDPの推移



資料：内閣府

(2) 雇用情勢

日本の2025年の失業率は2.5%となっており、全就業者数の6,781万人に対して、完全失業者数は176万人となる。過去30年間の数値においても5.5%を超えたことはなく、2030アジェンダが採択された2015年は3.4%であり、前回VNRを実施した2021年の2.8%と比較して低くなった。

(3) 物価と賃金

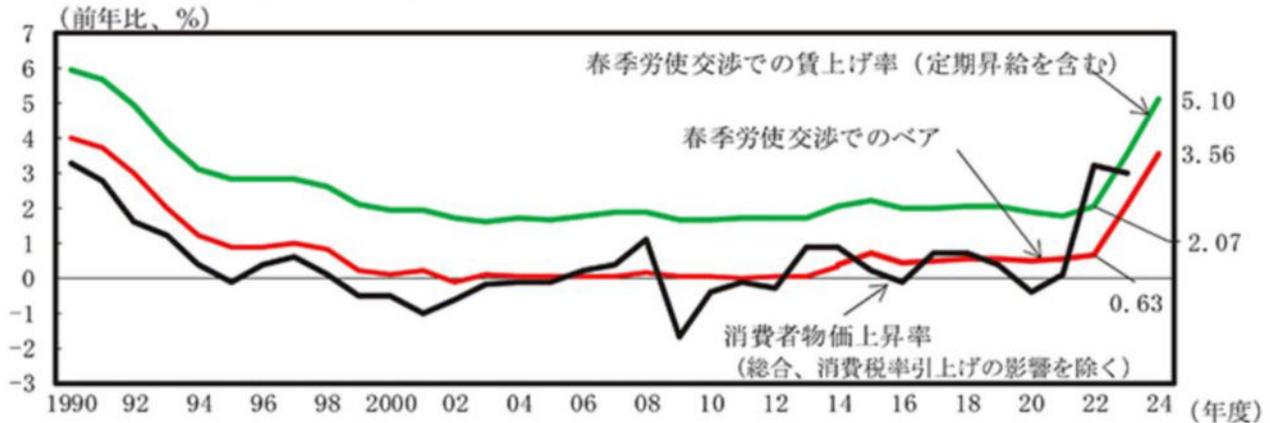
2021年から2022年にかけて、新型コロナウイルス感染症拡大を経た世界的な需要回復やロシアのウクライナ侵略による資源価格の高騰を契機に物価上昇が始まった。円安の進行もあいまって、輸入物価の上昇を起点に、食料品等の国内物価への転嫁が進んだことにより、2023年1月のピーク時には、消費者物価（総合）の前年比上昇率は4.3%まで達した。その後、資源価格の落ち着きや、各種政策の効果に加え、食料品等の値上げの動きの一服により、輸入物価を起点としたコストプッシュ型の財の物価上昇は、一旦落ち着きをみせた。

賃金については、2023年には30年ぶり、2024年には33年ぶりの高水準となる賃上げ率の実現した。一般労働者の平均賃金について、月額33万400円（約2,170米ドル）と比較可能な1976年以降で最高となった。伸び率は3.8%と、91年以来33年ぶりの大きさを記録

¹¹⁴ 2024年度の為替レート1米ドル/151.96円を基に、参考として事務局にて計算

した。こうした賃金上昇は、人件費の比率が高い分野を中心に、価格への転嫁を通じて、徐々にサービスの物価を押し上げる要因となり、賃金と物価の好循環が生まれつつある。過去四半世紀にわたる長年の課題であるデフレからの脱却に向け、これまでにない前向きな動きが出てきている。

春季労使交渉での賃上げ率と物価上昇率の長期推移

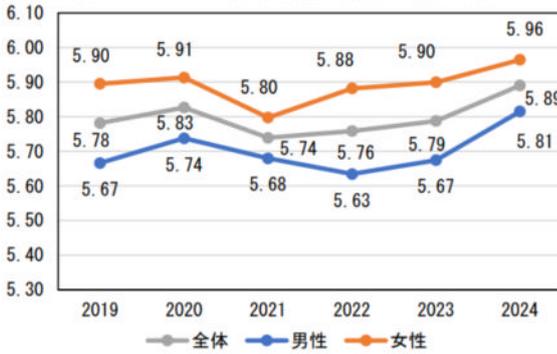


資料:内閣府

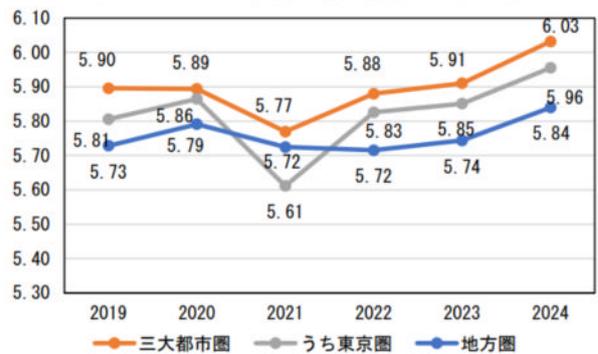
(4)生活満足度

経済社会状況について、GDPだけでなく、満足度・生活の質に関する幅広い視点からウェルビーイングの動向を「見える化」することが重要であるとの観点から、日本では、主観的指標である「生活満足度」(生活に満足しているかを0点～10点で自己申告するもの)調査を2019年2月に開始した。第6回目となる2024年2月の調査において、生活満足度は、5.89と調査開始以来最高水準となり、1年間での上昇幅も最大となった。男女別では、いずれも最高水準となったが、特に男性の上昇幅が大きい(図表1-1)。年齢階層別では、全ての階層で上昇したが、40歳-64歳は2020年の水準に至っていない(図表1-2)。地域別では、全ての地域で同程度上昇した(図表1-3)。雇用形態別では、コロナ禍の影響を大きく受けた非正規雇用が引き続き上昇し、正規雇用との水準差は縮小した(図表1-4)。

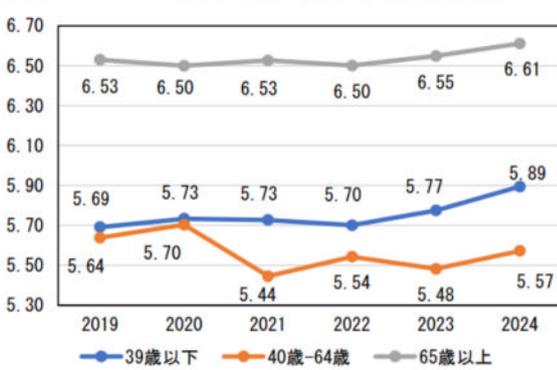
図表 1-1 生活満足度の推移（男女別）



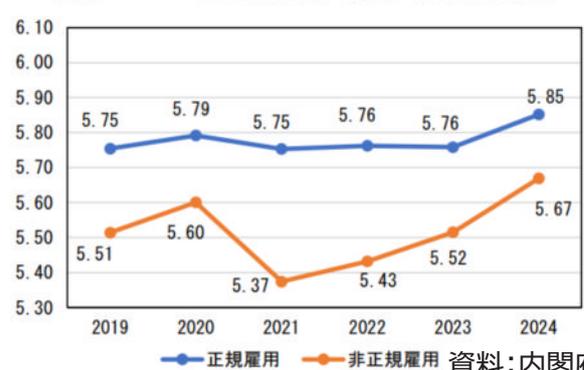
図表 1-3 生活満足度の推移（地域別）



図表 1-2 生活満足度の推移（年齢階層別）



図表 1-4 生活満足度の推移（雇用形態別）



資料：内閣府

(5)外国人労働者

日本における外国人労働者は、前回VNRに掲載した時点の約172万人から、2024年10月末時点で、約230万人となり、過去最多を更新している。また、2024年には外国人労働者の技能実習制度を発展的に解消し、育成就労制度を創設することを柱とする入管法等一部改正法が国会で決・成立した。育成就労制度は2027年4月に運用開始予定であり、同制度の下でも外国人労働者の人権が引き続き守られながら、日本が直面する人手不足の課題について、外国人労働者がキャリアアップを図りつつ労働力としての役割を担うことが期待される。

(6)「働き方改革」とディーセント・ワークの促進

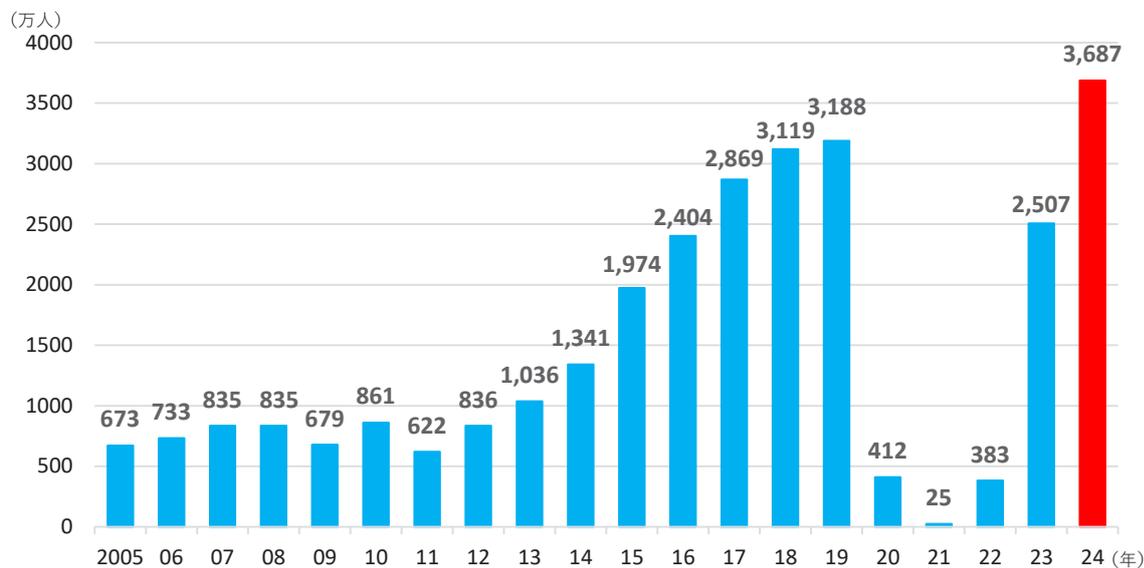
日本が直面する「少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少」や「働く方々のニーズの多様化」などの課題に対応するためには、投資やイノベーションによる生産性向上とともに、就業機会の拡大や意欲・能力を存分に発揮できる環境をつくる必要がある。「働き方改革」は、働く方々が、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を、自分で「選択」できるようにするための改革であり、2018年に「働き方改革関連法」が成立した。まず、長時間労働の是正として、この法律により、時間外労働の上限が原則として月45時間、年360時間と定められ、臨時的な特別の事情がある場合でも月100時間未満、2から6か月平均月80時間以内(休日労働を含む。)とする規制が施行された。これにより、過労死のリスクを減らし、労働者の健康を守ることを図っていく。次に、テレワークの推進、フレックスタイム制度の普及や育児休業制度の充実も

促進してきた。特に新型コロナウイルスの影響で在宅勤務が急速に広がり、場所や時間にとられない柔軟な働き方が普及した。これにより、ワークライフバランスの改善や、仕事と育児・介護の両立、また地方への移住など人口移動といった効果が確認されている。

(7)持続可能な観光

ターゲット8.9は、2030年までに、雇用創出や各地の文化振興・産品販促につながる、持続可能な観光業を推進する政策を立案・実施することを明記している。訪日外国人旅行者数について、2020年以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、国内外の観光需要は大きく落ち込んだものの、2022年10月の水際措置の大幅緩和以降、需要は堅調に回復し、2024年には、3,687万人(2019年比15.6%増)年間の合計で過去最高となった。

訪日外国人旅行者数の推移



資料:日本政府観光局(INTO)資料に基づき観光庁作成

観光は成長戦略の柱であり地方創生の切り札であるとの考えの下、2023年に閣議決定された「観光立国推進基本計画」では、持続可能な観光・地方誘客促進・消費額拡大をキーワードに政府を挙げて施策を推進している。具体的には、地方誘客に資するコンテンツの造成や具体的な消費活動に繋げるための特別な体験の提供等に取り組むとともに、持続可能な観光の推進のため、オーバーツーリズムの未然防止・抑制に向けた対策や地域資源の保全・活用等に資する取組も含めて総合的な取組を実施している。

(8)国際協力

JICAは、アフリカでの産業人材育成に注力し、日本人専門家や現地のカイゼンコンサルタントを通じて2022年度から2023年度に2万6,086人を育成した。今後、2030年までに、育成されたカイゼンコンサルタント等による1万3,600社への支援を計画している。アジア地域では、2030年までに8万人以上のビジネス人材を育成する目標を掲げ、2022年に1万444名、2023年に2万8,743名を育成した。また、行政官への技術協力や研修を通じて、投資環境整備や産業政策策定を支援している。

特に、イノベーション促進やIoT¹¹⁵・AI活用に関する課題別研修を実施し、持続可能な産業化を推進している。また、2022年度から2023年度に、スタートアップなど824社の企業成長を支援した。バングラデシュでは、経済特区の開発やワンストップサービスを通じて経済成長を支援している。さらに、インドネシア、ベトナム、ネパールでは、外国人材に関する技術協力を展開し、ディーセント・ワークを実現するための労働政策研修を行っている。



ケニア「企業競争力強化プロジェクト」。
ケニアのナイロビの現地民間企業において
品質生産性向上分野の現場コンサルティング
を行っている様子(写真:JICA)

(9)児童労働の撤廃

日本は2020年以降、開発途上国における児童労働の撤廃を目指した取り組みを継続している。特に、JICAが事務局を務める「開発途上国におけるサステナブル・カカオ・プラットフォーム」において、2021年9月に「児童労働の撤廃に向けたセクター別アクション」を定め、企業、NGO、政府機関等、ステークホルダーの連携による取組を推進し、翌年からその進捗を報告するレポートも発行している。ガーナにおいては、2024年1月から、国家計画として進められている「児童労働フリーゾーン」制度の強化と普及を、JICAの事業を通じて支援しており、UNICEFやILOなどとの連携も強めている。また日本は2023年10月に、児童労働の撤廃を掲げたSDGターゲット8.7の達成を推進するグローバルなパートナーシップ、アライアンス8.7(Alliance 8.7)にパートナーとして加盟した。

¹¹⁵ モノのインターネット(IoT:Internet of Things)

目標9：強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る

9 産業と技術革新の基盤をつくろう



(1) 強靱なインフラ構築

日本においては、気候変動に伴い自然災害は激甚化・頻発化し、南海トラフ地震等の大規模地震も切迫しているとともに、高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化することが見込まれている。日本は、このような危機に打ち勝ち、住民の生命・財産を守り、社会の重要な機能を維持するために、「国土強靱化基本計画」に基づき、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策(2020年閣議決定)」を講じ、国土強靱化の取組の加速化・深化を図っている。防災インフラの整備・管理、交通・通信・エネルギーなどのライフライン強靱化等に加えて、国土強靱化の施策を効率的に進めるためにはデジタル技術の活用が不可欠であり、スーパーコンピュータを活用した防災・減災対策、線状降水帯の予測精度向上、高精度予測情報等を通じた気候変動対策、ITを活用した道路管理体制の強化等の取組を推進していく。

(2) 産業化と技術革新

日本は、2021年3月に決定された5か年計画「第6期科学技術・イノベーション基本計画(S TI基本計画)」において、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会「Society 5.0」の実現を目指し、科学技術・イノベーション政策として5年間で総額30兆円(約2,500億米ドル¹¹⁶)の政府研究開発投資を行うこととしている。科学技術の発展を通して国際競争力の強化を図るとともに、持続可能で強靱な社会の構築を目指すため、知のフロンティアの開拓やイノベーションの創出を図っていく。農業分野では、日本はIoTやAIを活用したスマート農業を推進している。これにより、少子高齢化が進む農村地域でも、少ない労働力で効率的に農業を行うことが可能になる。例えば、農業用ドローンや自動運転トラクターなどの技術が導入されており、これにより農作業の効率化と持続可能性の向上を図っている。

(3) 国際協力

日本は、質の高いインフラの輸出と整備を推進するため、「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」を発表した。これは、世界全体のインフラ案件に2,000億米ドル規模のインフラ投資を行い、地域の持続可能な発展を支援するものである。具体的なプロジェクト例としては、2021年8月に開通したタイの都市鉄道「レッドライン」やケニアの地熱発電開発計画などがあり、これらのプロジェクトは、交通渋滞の緩和や電力供給の安定性を改善し、地域の経済発展に寄与している。

¹¹⁶ 2021年度の為替レート1米ドル/118.51円を基に、参考として事務局にて計算



目標10：各国内及び各国間の不平等を是正する

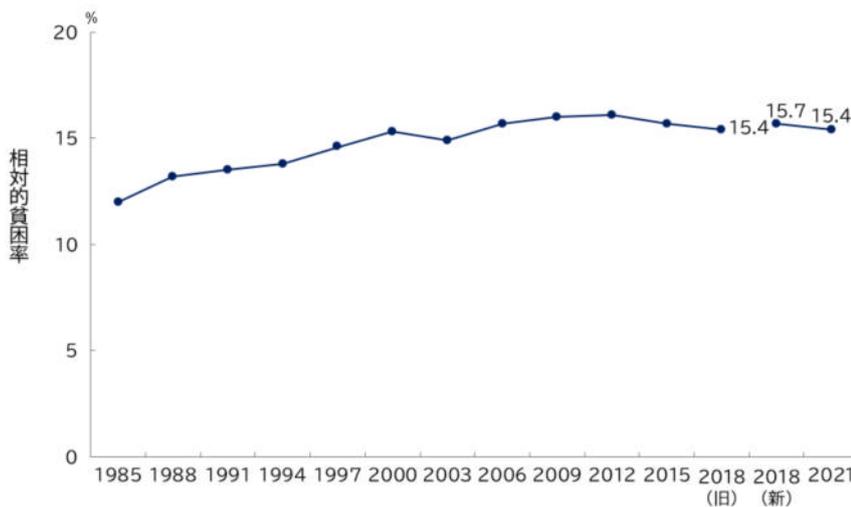
(1) 貧困格差の状況

2022年の国民生活基礎調査によると、2021年の貧困線は127万円(約1万1,000米ドル)で、「相対的貧困率」は15.4%となっており、この数値は2018年と比較して0.3ポイントの改善、また、同調査の特別集計による2021年の再分配後の所得のジニ係数は、0.338となっており、この数値は2018年の0.334と比較しておおむね横ばいとなっている。また、日本の相対的貧困率は、経済協力開発機構(OECD)加盟国の中では、7番目に高い水準となっている。¹¹⁷これらの指標については、「所得」に着目したものであることから、高齢化の進展により相対的に所得の低い高齢者層の増加が押し上げ要因となるものの、近年は、雇用の拡大などの経済状況の好転、年金等の社会保障や税による再分配の効果により、基本的に横ばい又は改善傾向となっている。

(2) 貧困格差への対応

貧困等により厳しい生活を送られている方々にきめ細かく対応するため、生活困窮者自立支援制度における相談支援、最低賃金の引上げ、非正規雇用労働者の正社員への転換の促進といった総合的な対策を講じている。

相対的貧困率の年次推移



¹¹⁷ 相対的貧困率のOECD比較は、OECD “Income Distribution Database” (2025年4月閲覧時点)の数値を使用。基本的に2022年の数値であるが、コスタリカは2023年、日本、オランダ、スイスは2021年、オーストラリア、ドイツは2020年、デンマークは2019年、アイスランドは2017年の数値。コロンビアは数値なし。

- (注)1. 貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。
2. 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。
 3. 1994年の数値は、兵庫県を除いたものである。
 4. 2015年の数値は、熊本県を除いたものである。
 5. 2018年の「新基準」は、OECDの所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたものである。
 6. 2021年からは、新基準の数値である。
- 資料：厚生労働省「2022年 国民生活基礎調査の概況」表11を基に作成(単位は%)。

(3)国際協力

JICAは、2018年の国連総会で採択された「難民に関するグローバル・コンパクト」等を踏まえ、難民受入国への包括的な支援(行政能力強化、社会サービス向上、インフラ整備等)、難民を対象とした人材育成(自立・生計向上、教育・訓練の機会提供)、国際機関等との連携強化に取り組んでいる。

例えば、紛争の影響を受け、また難民の受入地域になってきた北部ウガンダにおいては、難民とホストコミュニティ双方のニーズを反映した統合開発計画の策定の支援を行っているほか、ケニア・ウガンダ・バングラデシュ等に難民支援に係る政策アドバイザーを派遣している。

目標11：包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する

11 住み続けられるまちづくりを



(1)災害対策と基本計画

1961年に制定された「災害対策基本法」に基づき、毎年の災害状況や対策の効果、科学的研究の成果などを踏まえ、「防災基本計画」の見直しが行われ、地方公共団体は地域防災計画を、指定行政機関及び指定公共機関は防災業務計画を作成している。住民による自発的な防災活動を推進するため、住民や事業者、福祉関係者などの主体が地域の災害リスクや防災活動の計画素案を定め、市町村地域防災計画に掲載する「地区防災計画制度」を設けており、2023年4月時点で、43都道府県、216市区町村、2,428地区において地区防災計画が策定されている。

業務(事業)継続計画(BCP: Business Continuity Plan)について、災害時の業務継続力を向上させるため、ガイドラインの策定などによるBCP作成支援を行っている。BCP策定状況は、2016年時点で都道府県において100%、2023年時点で市町村において100%を達成した。民間企業の実態調査においても、2021年度から2023年度にかけて、大企業において70.8%から76.4%、中堅企業において40.2%から45.5%へと上昇している。また、「災害対策基本法」に基づく指定避難所の指定に加え、指定避難所だけでは避難所が不足する場合等に備えて、協定・届出等による避難所の確保を行うよう、全国の自治体に対して呼びかけている(2024年11月1日現在、10万8,638か所)。

災害対応力を強化する上でもジェンダー視点の導入が重要であるとの認識の下、決定参画におけるジェンダー平等、災害準備品目、避難所におけるジェンダー視点を取り入れており、こうした進捗は内閣府男女共同参画局ホームページにて公開している¹¹⁸。

(2)防災インフラの整備・管理

目標9にて記載したとおり、「国土強靱化基本計画」や「5か年加速化対策」に基づき、防災インフラの整備・管理、交通・通信・エネルギーなどのライフライン強靱化、デジタル技術の活用や官民連携強化、地域における防災力の強化などの取組を進めている。

災害時における通信サービスの確保は重要であり、電気通信事業者が実施すべき耐震対策、停電対策、防火対策等を規定した「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」を制定している。同基準について、大規模災害時の通信サービスの被害状況や復旧対応を踏まえ、複数回の見直しを行い、災害時における通信サービスの確保を図っている。

¹¹⁸ 内閣府男女共同参画局ホームページ「成果目標・指標」
https://www.gender.go.jp/about_danjo/seika_shihyo/index.html

(3)公共交通の課題と地域公共交通計画の策定

日本は、人口減少と高齢化が進んでおり、特に地方では交通事業者の経営が厳しい状況にある。2050年には多くの地域で人口が大幅に減少し、公共交通の利用者も減少する見込みとなっている。地方公共団体が中心となって、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、2025年1月末時点で1,124件の「地域公共交通計画」が作成されるなど、持続可能な地域旅客運送サービス提供の確保に資する取組が進められている。

(4)「こどもまんなか」な地域づくり

全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すこども基本法の目的に基づき、日本政府の「こども大綱」を勘案して、多くの都道府県・市町村でこどもに関する施策を取りまとめた「こども計画」を策定し(全ての都道府県で2025年度末までに策定予定)、地方自治体レベルで「こどもまんなか社会」の実現に取り組んでいる。

(5)ユニバーサルツーリズム

ユニバーサルツーリズムの取組として、宿泊施設及び観光施設には、全ての旅行者がストレスフリーで快適に旅行できる環境を整備するため、宿泊施設が実施する客室や共用部のバリアフリー化改修等の取組を支援するとともに、観光施設におけるバリアフリー化も推進している。前回VNRの2021年から2025年3月の間に、「ユニバーサルツーリズム促進事業」(2024年度予算:5,400万円(約38万8,000米ドル))や「宿泊施設インバウンド対応支援事業」(2024年度予算:13.74億円(約988万5,000米ドル)の内数)、「インバウンド受入環境整備高度化事業」(2024年度予算:9.9億円(約712万2,000米ドル)の内数)を行った。

(6)国際防災協力

日本は、これまで、数々の災害を経験する中で、知見や施策を多く蓄積しており、これらを共有することで、防災分野における世界の議論を牽引し、世界各国における防災の取組強化に貢献している。特に、2015年3月の第3回国連防災世界会議で採択された「仙台防災枠組2015-2030」の実施において、主導的な役割を果たすことが国際社会から期待されており、防災分野の二国間協力や、国連防災機関(UNDRR¹¹⁹)を始めとする国際機関等と連携した多国間協力などにより、「事前の防災投資」や「より良い復興(Build Back Better)」等の取組を積極的に推進している。

¹¹⁹ UNDRR: United Nations Office for Disaster Risk Reduction

また、2015年12月、第70回国連総会本会議において、世界各地において、「津波に対する意識向上のための啓発活動」や「津波対策の強化」等の取組を促進するため、11月5日¹²⁰が「世界津波の日」に指定された。その後、世界津波博物館会議や濱口梧陵国際賞・国際作文コンテスト、UNDRRやUNITAR、UNDPといった国際機関との連携、「世界津波の日高校生サミット」の開催等を通じ、世界中に広く津波の脅威やその対策についての理解と関心を深める取組を推進してきた。

(7)きれいな街づくりへの国際協力

開発途上国におけるきれいな街の実現に向けて、2022年にJICAクリーン・シティ・イニシアティブ(JCCI)を立ち上げ、廃棄物、水質汚濁、大気汚染等の環境対策の推進に取り組んでいる。同イニシアティブでは、JICAの協力成果、アセットの共有と共に、国際機関やドナー、横浜市や北九州市等の地方自治体、民間企業等、国内外の様々なパートナーと連携した事業形成や関係機関からの情報発信の促進をしており、環境汚染対策や気候変動対策のプラットフォーム機能も果たしている。2022年から毎年開催しているJCCI国際セミナーには、これまで世界80か国以上より、延べ2,100人以上が参加した。JCCIの目標である2030年までに50か国5億人への裨益に対し、2025年2月時点で、60か国において、90件以上の事業(技術協力、資金協力)を実施し、裨益人口は3.5億人に達している。

また、JCCIの広域連携に係る取組として、「アフリカのきれいな街プラットフォーム(ACCP¹²¹)」を推進し、廃棄物管理支援事業の形成・実施とともに、民間や他ドナー等の外部資金の導入を促し、効果的なスケールアップを図るべく、加盟国・都市による主体的な取組成果や知見の発信を促進している。

¹²⁰ 1854年11月5日に和歌山県で起きた大津波の際に、濱口梧陵(1820-1885)が収穫した稲むらに火をつけることで早期に警報を発し、避難させたことにより村民の命を救い、その後も被災地のより良い復興に尽力した「稲むらの火」の逸話に由来する。

¹²¹ ACCP :AFRICAN CLEAN CITIES PLATFORM

目標12：持続可能な生産消費形態を確保する

12 つくる責任
つかう責任

(1) エシカル消費の普及

エシカル消費に関しては、2021年3月に閣議決定された「第4期消費者基本計画」において、「開発途上国の労働者の生活改善を目指すフェアトレード商品、環境に配慮したエコ商品等の持続可能性に配慮した商品等の購入を含む、人や社会・環境に配慮して消費者が自ら考える賢い消費行動、いわゆるエシカル消費を普及啓発するための取組を推進する」としている。2024年度の調査では、エシカル消費の認知度は27.4%であり、引き続き、取組を推進していく。

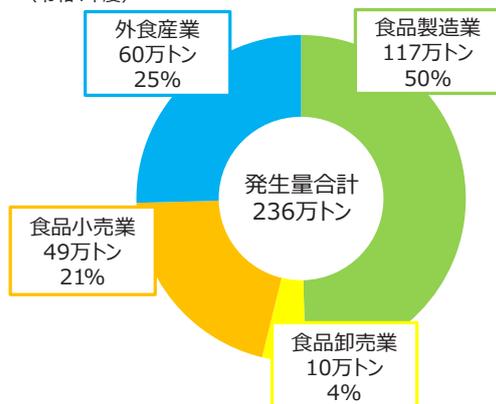
(2) 食品ロス削減

2019年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」を施行し、2030年度までに食品ロスを半減させる目標(事業系目標273万トン、家庭系目標216万トン)を設定しているところ、2022年度の事業系・家庭系食品ロスはともに236万トンである。事業系については8年前倒しで目標を達成したことから、更に食品ロス削減が進むよう事業系目標を60%減(新たな事業系目標219万トン)に変更した。

食品ロスの削減に向けては、事業系は、商慣習の見直し(納品期限の緩和、賞味期限の年月表示化、賞味期限の延長)、フードバンクの活用促進、消費者への啓発、飲食店での「食べきり」や持ち帰りを推進している。家庭系においては、賞味期限や消費期限の理解促進や、家庭での食材活用法の情報提供等を通じ、消費者の意識を高め、持続可能な社会の実現を目指している。

事業系食品ロス(可食部)の業種別内訳

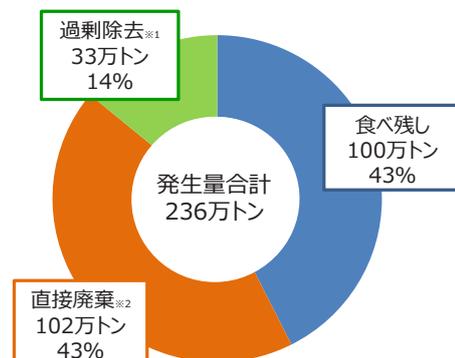
(令和4年度)



資料：農林水産省

家庭系食品ロスの内訳

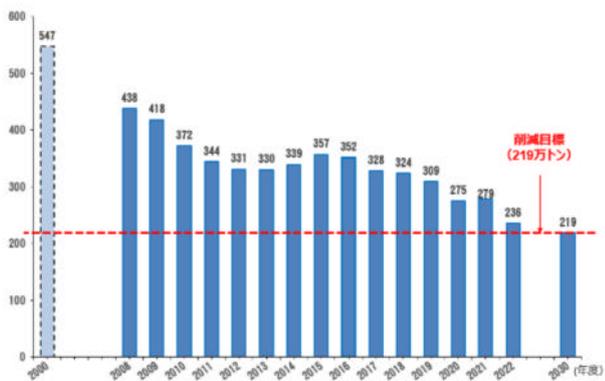
(令和4年度)



資料：環境省

事業系食品ロス量の目標と推移

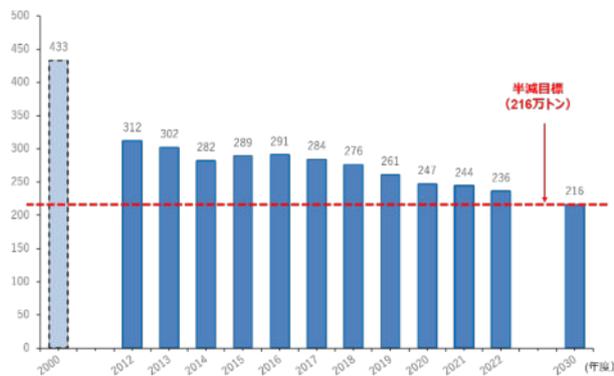
事業系食品ロス量 (万トン)



資料:農林水産省

家庭系食品ロス量の目標と推移

家庭系食品ロス量 (万トン)



資料:環境省

目標13:気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる

13 気候変動に
具体的な対策を



(1)温室効果ガス削減目標と排出実績

2021年10月に気候変動枠組条約(UNFCCC¹²²)に提出した「国が決定する貢献(NDC)」¹²³において日本は、2050年ネット・ゼロ(温室効果ガス排出の実質ゼロ)と総合的で、野心的な目標として、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、更に50%の高みに向け、挑戦を続けていくことを表明している。

さらに、2025年2月にUNFCCCに提出したNDCにおいて日本は、世界全体での1.5℃目標と総合的で、2050年ネット・ゼロの実現に向けた直線的な経路にある野心的な目標として、2035年度、2040年度に、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指すことを表明している。

2023年度の温室効果ガス排出・吸収量は、約10億1,700万トン(CO₂換算、以下同じ。)で、2022年度比で4.2%(約4,490万トン)の減少、2013年度比では27.1%(約3億7,810万トン)の減少となった。過去最低値を記録し、2050年ネット・ゼロに向けた減少傾向を継続している。

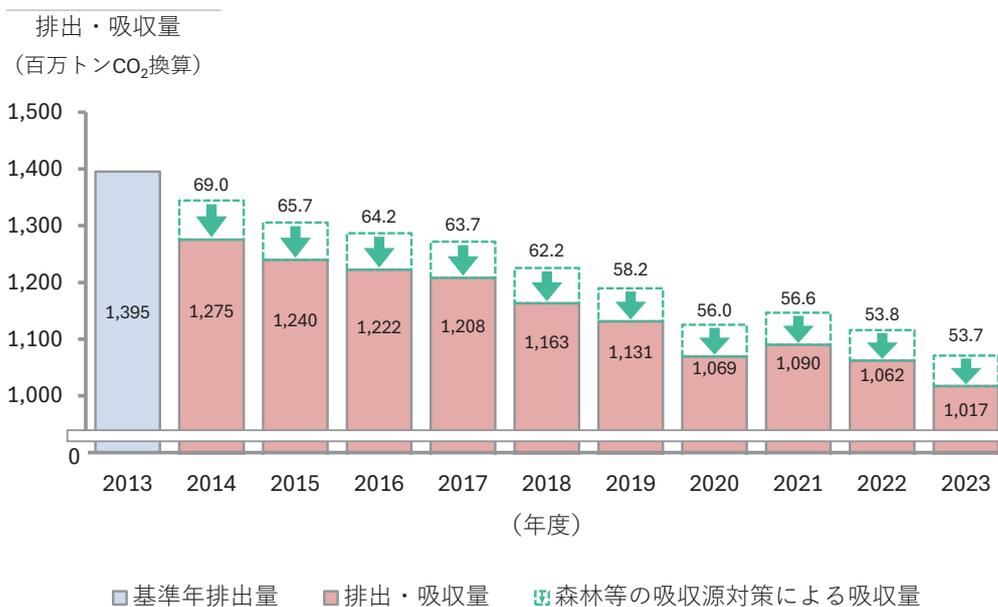


図 日本の温室効果ガス排出・吸収量の推移(資料:環境省)

代替フロン等4ガス(HFCs・PFCs・SF₆・NF₃)の排出量は約3,700万トンで、2022年比で3.9%の減少となり、2022年に減少に転じて以降2年連続で減少となった。

¹²² UNFCCC:United Nations Climate Change

¹²³ NDC: Nationally Determined Contribution

2025年の国連への報告では、2022度に引き続きブルーカーボン生態系(藻場・マングローブ林)による吸収量を算定し、合計約34万トンの値を報告した。今後は吸収源としての期待が大きい沖合のブルーカーボンの取組についても、関係省庁や官民連携による推進体制を構築し、検討を進めていく。また、CO₂吸収型コンクリートによる吸収量(CO₂固定量)も2022年度に続き算定し、合計約121トンの値を報告した。引き続きJ-クレジット化に向けた検討を進めていく。

また、2050年に向けて気候変動対策を着実に推進し、気温上昇を1.5℃程度に抑えられたとしても、極端な高温現象や大雨などの発生リスクは増加すると予測される。そのため、上述した緩和策と、現在及び将来の気候変動に伴う被害を回避・軽減するための適応策は、気候変動対策における車の両輪であり、日本は、「気候変動適応法」や「気候変動適応計画」を策定して適応策の取組を推進してきた。適応策の一つである熱中症対策については、気候変動適応法に基づき、熱中症特別警戒アラートの運用やクーリングシェルターの指定制度などの取組を行っている。2020年に防災担当大臣と環境大臣が共同発表した「気候危機時代の「気候変動×防災」戦略」では、気候変動対策と防災・減災対策を効果的に連携する取組を掲げ、あらゆる分野で取り組む横断的な課題として、政策の主流にしていくことを追求している。

(2)国際協力

日本を含む先進国は、開発途上国が十分な気候変動対策を実施できるよう、開発途上国に対して、資金支援、能力構築、技術移転といった様々な支援を実施している。

日本は、2021年のG7コーンウォール・サミット及び国連気候変動枠組条約第26回締約国会議(COP26)において、2021年から2025年までの5年間で官民合わせて最大700億米ドル規模の支援及びその一環として、従来の倍となる約148億米ドルの適応分野への支援を表明し、引き続きその着実な実施を進めている。

こうした支援においては、開発途上国の気候変動対策を支援する多数国間基金である「緑の気候基金(GCF)」も重要な一角を成している。日本は、同基金にこれまで累計で約3,190億円を拠出してきており、2023年10月には、第2次増資期間(2024年から2027年まで)においても第1次増資と同規模の最大約1,650億円を拠出することを表明した。

また、開発途上国の気候変動や災害への対応能力を高め、金融面での強靱性を高めることを目的とし、2022年に世界銀行の下にマルチドナー信託基金として「グローバル・シールド・ファイナンス・ファシリティ(GSFF¹²⁴)」が立ち上がった。これは、地域リスクプールの立ち上げや強化、リスク移転のための保険料融資など、災害リスク保険などのリスクファイナンスに関

¹²⁴ GSFF: Global Shield Financing Facility

する資金支援及び技術支援を実施するもので、日本は2023年3月に8億円、2024年3月に6.85億円の拠出を行った。

2023年に開催されたCOP28では、特に脆弱な開発途上国が気候変動の悪影響によって負う損失及び損害(ロス&ダメージ)に対処するため、「ロス&ダメージに対応するための基金(FRLD¹²⁵)」の制度の大枠が決定された。日本は同基金に対し、2024年3月に1,000万米ドル(13.7億円)、更に2025年3月に500万米ドル(6.95億円)の拠出を行った。同基金では、2024年4月から2025年3月までに計4回の理事会が開催され、理事会のホスト国をフィリピンとすることを決定したほか、事務局長の選出、世界銀行に基金事務局を設置するための法的基盤の整備などが進展した。日本は理事国として、同基金の適切な運用に向けた議論に積極的に貢献している。

二国間クレジット制度(JCM¹²⁶)については、「地球温暖化対策計画(2025年2月閣議決定)」に基づく2030年度までの累積1億トン-CO₂程度、2040年度までの累積2億トン-CO₂程度の国際的な排出削減・吸収量の確保目標、「GX2040ビジョン(2025年2月閣議決定)」等を踏まえ、COP29の決定において完全運用化された6条ルールに沿って実施し、地球規模の脱炭素化の実現及びパリ協定の目標・目的の達成を目指す。

さらに、AZECなどの国際的な取組を通じて、日本の技術を活かしつつ、各国の事情に応じた多様な道筋による現実的な形でアジアの脱炭素化を進め、世界全体での脱炭素化にも貢献していく。

なお、日本はCOP29で発表した「NDC実施と透明性向上に向けた共同行動」やCOP21で設置された「透明性のための能力開発イニシアティブ(CBIT¹²⁷)」等を通じて、開発途上国による気候変動対策の透明性確保のための能力開発等も支援している。

¹²⁵ FRLD: Fund for responding to Loss and Damage

¹²⁶ JCM: Joint Crediting Mechanism

¹²⁷ CBIT: Capacity Building Initiative for Transparency

目標14：持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する



(1) 30by30目標の実現(海域)

昆明・モンリオール生物多様性枠組のグローバルターゲットの一つに定められた、2030年までに陸と海の30%以上を効果的に保全するいわゆる30by30目標の実現に向け、保護地域の拡張と管理の質の向上や自然保護地域ではない地域において、長期の生物多様性の保全に効果的な方法で管理されている土地(OECM¹²⁸)の設定・管理を進めており、海域では2024年8月時点で13.3%が保全されている。

(2) 海洋汚染・海洋ごみ対策

最近5か年(2019年から2023年まで)の日本周辺海域における海洋汚染(油、廃棄物等)の発生確認件数の推移は下図のとおりである。2023年は397件と2022年に比べ71件減少した。これを汚染物質別に見ると、油による汚染が259件で前年に比べ40件減少、廃棄物による汚染が129件で前年に比べ19件減少、有害液体物質による汚染が1件で前年に比べ7件減少、その他(工場排水等)による汚染が8件で前年に比べ5件減少した。

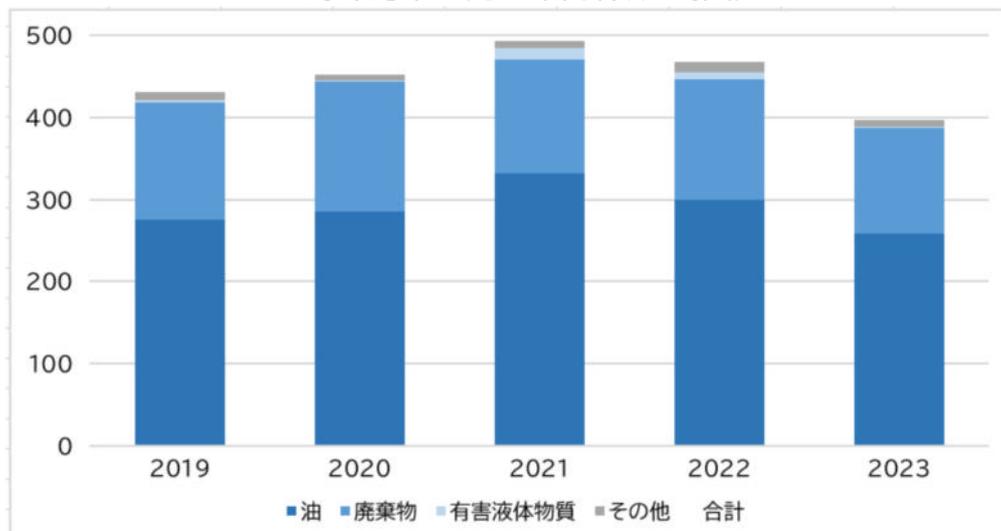
海洋を含む環境中には毎年数百万トンのプラスチックごみが流出していると言われ、誤食や絡まりによる生物被害や船舶航行、観光、漁業活動への社会経済影響が問題となっている。また、添加物等の化学物質やマイクロプラスチックが生態系に及ぼす影響も懸念されている。

日本は、2023年4月に「第4期海洋基本計画」を閣議決定し、海洋ごみ対策を位置付け、改正された海岸漂着物処理推進法では、事業者による廃プラスチックの排出抑制の努力義務が規定されている。2019年5月には同法に基づく基本方針や「プラスチック資源循環戦略」、「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」が策定、2022年4月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、政府全体での取組が強化されている。

また、海洋汚染物質の実態把握と海洋生態系への影響評価に係る手法の開発や、海洋生物ビッグデータ活用技術の高度化等の海洋に関する調査観測や研究開発を通して、海洋資源の持続的有効利用の促進に貢献している。

¹²⁸ OECM: Other Effective area-based Conservation Measures

海洋汚染の発生確認件数の推移



資料：海上保安庁広報資料を基に作成

(3) 国際協力

JICAは、海洋水産資源や沿岸生態系サービスに大きく依存している開発途上国を対象に、水産資源の持続的な利用により住民の生計向上／貧困削減、並びに沿岸経済の活性化を目指す「水産ブルーエコノミー振興」に取り組んでいる。

また、IAEAの「NUTEC Plastics」イニシアティブへの拠出を通じて、原子力科学技術を活用したプラスチックのリサイクル技術の確立や、海洋プラスチックごみの追跡に関する国際協力を推進している。

(4) 国連公海等生物多様性協定(BBNJ協定)

2023年6月に国連公海等生物多様性協定(BBNJ協定)¹²⁹が採択されたことにより、公海及び深海底における海洋生物多様性の保全及び持続可能な利用に関するルール作りが進展した。同協定の早期発効が望まれることから、日本は、2025年5月に国会の承認を得て、締結に必要な国内手続を進めている。

¹²⁹ 海洋法に関する国際連合条約に基づくいずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する協定 (The Agreement under the United Nations Convention on the Law of the Sea on the Conservation and Sustainable Use of Marine Biological Diversity of Areas beyond National Jurisdiction)



目標15：陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する

(1) 30by30目標の実現(陸域)

昆明・モンリオール生物多様性枠組のグローバルターゲットの一つに定められた、2030年までに陸と海の30%以上を効果的に保全するいわゆる30by30目標の実現に向け、保護地域の拡張と管理の質の向上やOECMの設定・管理を進めており、陸域では2024年8月時点で20.8%が保全されている。

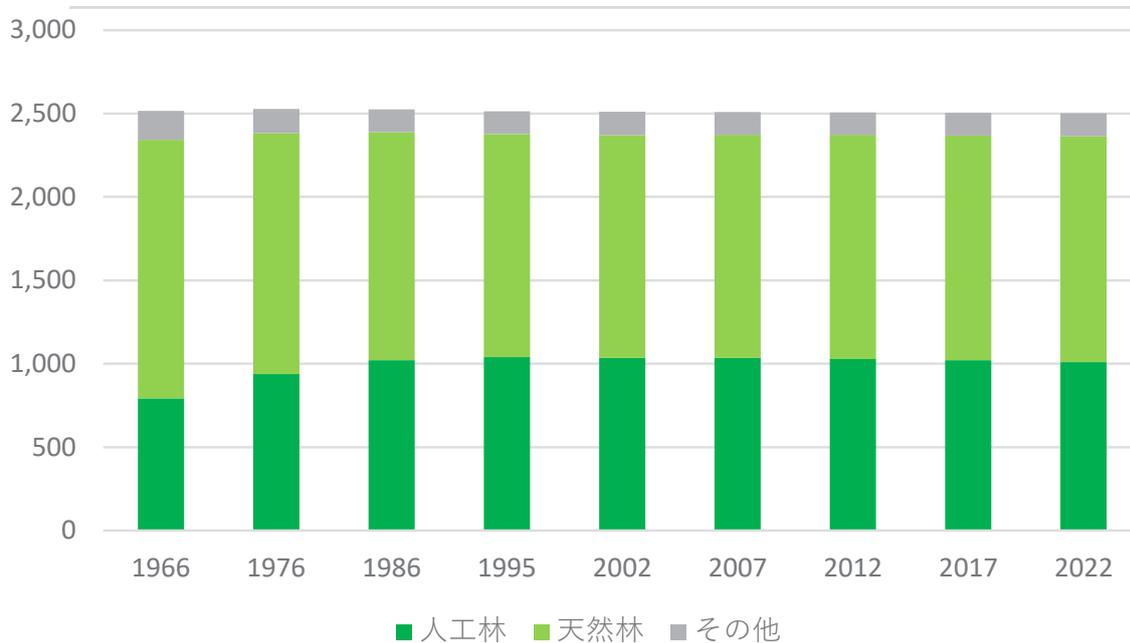
また、森林、河川、農地、都市、湖沼、沿岸域などをつなぐ水循環は、国土における生態系ネットワークの重要な基軸であり、食料や水、気候の安定などの生態系サービスとも深い関わりがある。流域における適正な生態系管理のため、河川やダム湖における生物の生息・生育・繁殖状況などについて定期的に調査を実施しており、自然環境の現状と変化を把握する「モニタリングサイト1000(重要生態系監視地域モニタリング推進事業)」では、湖沼・湿原、沿岸域及びサンゴ礁生態系に設置された全国約300か所の調査サイトにおいて、植物、鳥類、魚類及びサンゴ等の生息・生育状況をモニタリングしている。

(2) 持続可能な森林管理

日本の森林面積は2022年3月末時点で約2,502万haで、国土面積の約3分の2を占めている。この面積は過去半世紀にわたりほぼ一定であり、森林の18.3%が、国立公園、原生自然環境保全地域、保護林、緑の回廊などの制度により保護されている。

森林の多面的機能を持続的に発揮させるためには、適正な整備と保全が重要であり、「伐って、使って、植えて、育てる」という循環を確立する必要がある。日本では、国、都道府県、市町村による長期的な森林計画が策定されており、「森林・林業基本法」に基づいて「森林・林業基本計画」を策定し、森林及び林業に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきている。この「森林・林業基本計画」に即して、全国森林計画が策定され、整備や保全の目標、伐採立木材積量や造林面積の計画量などが示されている。

日本の森林面積の推移



資料：林野庁「森林資源の現況(2022年3月31日時点)」を基に作成。なお、数値の単位は万haである。

(3)国際協力

南米アマゾンには地球の熱帯林の約4分の1を占めるが、大規模農業や土地開拓により森林減少が進行している。実際に、2024年7月までの1年間で62万8,800haの森林が失われており、持続的森林管理の強化が求められている。JICAは、ブラジルにおける「先進的レーダ衛星及びAI技術を用いたブラジルアマゾンにおける違法森林伐採管理改善プロジェクト」を通じて、ブラジル環境・再生可能天然資源院(IBAMA)と協力し、2021年から違法森林伐採管理改善プロジェクトを実施している。JAXAのレーダ(SAR)衛星を活用し、雲が多い雨季でも森林変化の観測を可能にすることで取締に有用なデータを提供している。また、国立研究開発法人産業技術総合研究所(AIST)と連携し、AIを活用した森林伐採予測システムを構築している。取締官への情報提供やフィードバックの仕組みを強化することで、違法森林伐採対策に貢献している。

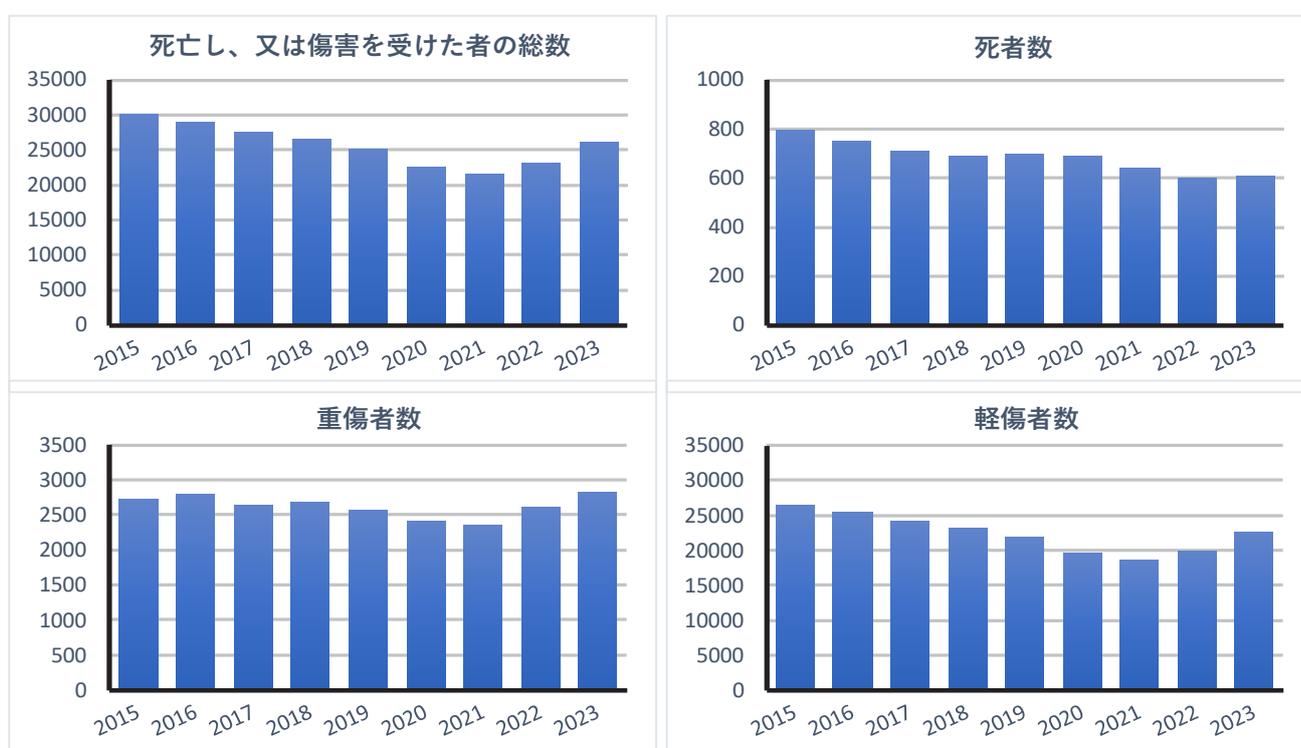
目標16:持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する



(1)暴力と、暴力による死の減少

ターゲット16.1は「あらゆる場所において、全ての形態の暴力及び暴力に関連する死亡率を大幅に減少させる」ことを目指している。2003年以降、刑法犯による死亡や傷害の件数は減少傾向にあるが、近年、増加傾向に転じている。

刑法犯により死亡し、又は傷害を受けた者の数の推移



資料:警察庁

(2)子どもに対する暴力撲滅

「子どもに対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する」ことを目指すターゲット 16.2の達成に向けた取組を進めている。国際的な取組にも参加し、パスファインディング国(自国内の子どもに対する暴力撲滅に向けて取り組むことを表明する国)として、関係省庁、市民社会等が参加し、虐待、性暴力、いじめ、体罰の4本柱の対策を盛り込み、子どもの声も踏まえて策定した「子どもに対する暴力撲滅行動計画」に基づく取組を着実に進めている。

児童虐待について、2023年度中に、全国の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は22万5,509件(2025年3月25日時点の公表データ)であった。子育てに困難を抱える

世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するため、市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行うことも家庭センターの設置の努力義務化、一時保護施設的环境改善、一時保護時の司法審査の導入等を内容とする「児童福祉法等の一部を改正する法律」が2022年に成立した(一部の規定を除き2024年4月1日に施行。)

かけがえのない子どもたちの尊厳を守り、子どもへの性暴力等を防止することは極めて重要であるとの考え方にに基づき、2024年6月、日本で「子ども性暴力防止法」が成立し、2026年12月の施行期限に向けて、検討を進めている。同法においては、学校や保育所を始め、一定の教育・保育事業者に対して、その従事者による子どもへの性暴力等を防止するため、面談・相談・研修といった日頃からの安全確保措置や、一定の性犯罪前科の確認を義務付けた。

2024年11月には、コロンビアの首都ボゴタで開催された、第1回子どもに対する暴力撲滅閣僚会合に日本として参加し、子ども家庭庁の設置、子ども性暴力防止法の成立、子ども家庭センターの設置等、子どもに対する暴力撲滅に向けた日本の取組を紹介し、引き続き暴力撲滅に向け取り組んでいくことを表明した。また、会合の成果文書として採択された「ボゴタ行動要請」に日本も賛同した。

(3)国際協力

暴力の防止とテロリズム・犯罪の撲滅等の観点から、2021年に京都コンGRESSを開催して国際的な役割を果たした。全体テーマでは「2030アジェンダの達成に向けた犯罪防止、刑事司法及び法の支配の推進」とし、具体的には、①社会的・経済的発展に向けた包括的な犯罪防止戦略、②刑事司法システムが直面する課題に対する統合的なアプローチ、③法の支配の促進に向けた各国政府による多面的アプローチ、④あらゆる形態の犯罪を防止し対処するための国際協力及び技術支援について議論を行い、国際協力の強化が確認された。

また、日本は、1990年代から開発途上国に対し、法律の起草支援や法務・司法分野の人材育成等の法制度整備支援を実施しており、この活動をASEAN地域のみならず、ウクライナ、中央アジア、島しょ国及びアフリカ地域に拡大する。さらに、日本は、国連と協力して運営する国連アジア極東犯罪防止研修所(UNAFEI)を通じて、アジア太平洋地域やアフリカの国々を始めとする開発途上国を対象として、組織犯罪対策、汚職やテロの防止等をテーマとした国際研修を実施するなどして、各国の刑事司法実務家の能力向上に取り組んでいる。

NGOを始めとする市民社会は、現地のニーズに寄り添った迅速な協力を通じ世界各地で発生している紛争地における緊急人道支援により存在感を拡大している。日本はこうしたNGOを戦略的パートナーとして、紛争地における緊急人道支援をジャパン・プラットフォーム経由で行っており、2023年度にはウクライナ、ミャンマー、スーダン、ガザ等、2024年度にはこれらの他に、イエメン、シリア、エチオピア、南スーダン等において紛争下で取り残されがちな脆弱な避難民に対する支援を行った。

(4)国連PKOにおける協力

日本は、国連PKOに参加する各国の平和維持活動要員の能力向上を支援するため、国連、支援国及び要員派遣国の三者が互いに協力し、国連PKOに派遣される要員に必要な訓練を行う枠組みである国連三角パートナーシップ・プログラム(UNTPP¹³⁰)への協力を、2015年から継続して行っている。具体的には、自衛官など延べ217人を教官としてケニアやウガンダなどに派遣し、国連PKOへ施設部隊を派遣する意思を表明したアフリカ9か国の336人の要員に対して重機操作の訓練を実施している。本プロジェクトの対象地域は、2018年からアジア及び同周辺地域にも拡大され、ベトナムやインドネシアに自衛官など延べ165人を派遣し、アジア及び同周辺地域14か国の127人の要員に対して重機操作の訓練を行った。さらに、2019年10月から、国連PKOにおいて深刻な問題となっている医療分野においても国連野外衛生救護補助員コース(UNFMAC¹³¹)への教官派遣を開始し、述べ5人を派遣した(2025年3月時点)。

¹³⁰ UNTPP: United Nations Triangular Partnership Programme

¹³¹ UNFMAC: United Nations Field Medical Assistants Course

目標17: 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

17 パートナーシップで
目標を達成しよう

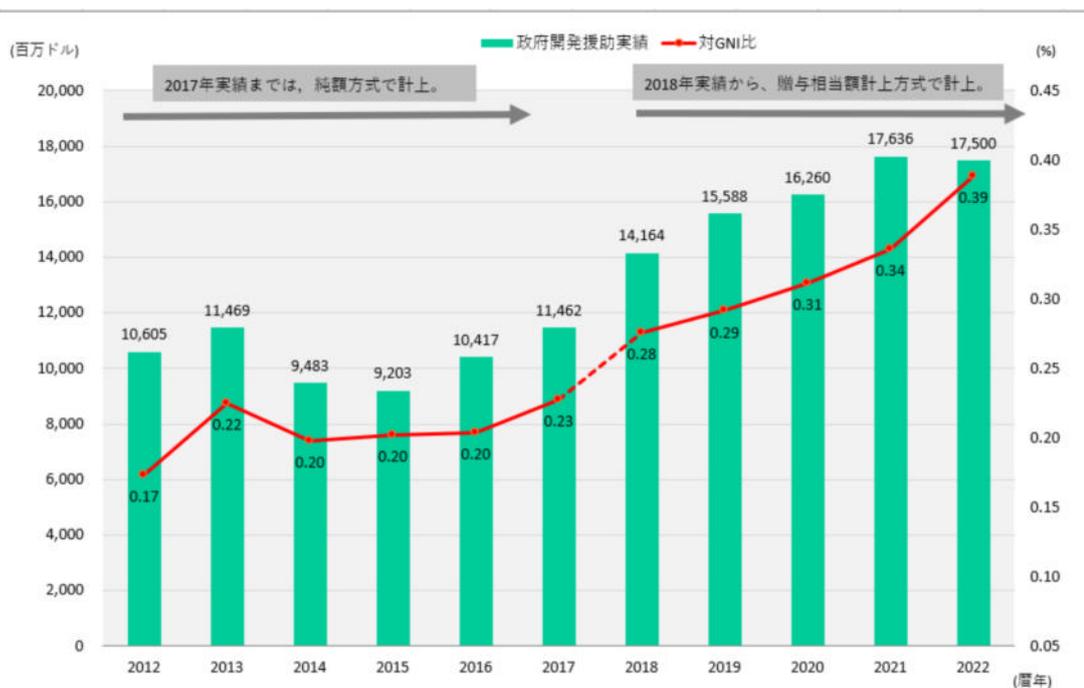


(1) 開発資金

2023年の日本のODA実績は、2018年からOECD開発援助委員会(DAC)の標準のODA計上方式として導入された贈与相当額計上方式(Grant Equivalent System:GE方式)では、約196億37万米ドル(約2兆7,540億円)となった。支出総額は、約240億145万米ドル(約3兆372億円)で、前年(2022年)に比べ、米ドルベースで約7.8%増(円ベースで約15.3%増)となった。この結果、DAC諸国における日本の順位は、GE方式、支出総額ともに米国、ドイツに次ぎ第3位となった。対国民総所得(GNI比)では、2010年は0.20%だったが、2023年には0.44%になった。また、2023年の後発開発途上国(LDCs)向けODA実績のGNI比は、0.09%(支出純額ベース)であった。

2024年の持続可能な開発目標(SDGs)レポートによれば、開発資金ギャップは年間4兆2,000億米ドルに達しており、新型コロナウイルス感染症拡大以前の2兆5,000億米ドルから大幅に増加していることが確認される。国際社会全体のSDGs達成に向けては、この開発資金ギャップへの対処が重要である。国連やOECDを始めとした開発資金に関する議論の場において、開発途上国への資金の流れを正確に把握し、限りある開発資金を効果的に活用することにくわえ、新興国を含むドナーベースの拡大や民間資金動員等についても議論を喚起することが重要であり、日本としても引き続き建設的に議論に関与していく。

図 日本の政府開発援助実績の対国民総所得(GNI比)の推移(資料:外務省)



(注)OECD開発援助委員会(DAC)の標準のODA計上方式として、2017年までは支出純額方式、2018年からは贈与相当額計上方式が使用されている。

資料)外務省「2023年版開発協力白書」図表Ⅱ-6 日本の政府開発援助実績の対国民総所得(GNI比)の推移を基に作成(政府開発援助実績の数値は百万米ドル単位である。また、対GNI比は%)。

(2)マルチステークホルダーの取組

SDGs推進にはマルチステークホルダーの取組が不可欠であり、前述のとおり、日本としては、幅広いステークホルダーと啓発・連携事業を行ってきた。前回のVNRを発表した2021年から2023年にかけて日本国内でのSDGsの認知率と理解度が更に大幅に向上した。2021年にはSDGsの認知率が86%だったのに対し、2023年には91.6%に上昇した。また、「内容まで含めて知っている」と回答した人の割合は、第1回調査(2018年)から11倍以上に増加し、40.4%に達している(前述4. (ジャパンSDGsアワード)「国内のSDGs認知度」p.23参照。)

地方自治体については、2017年にはSDGsの取組を行っていた地方自治体が1%にすぎなかったが、2023年には65.6%となった。これは2024年度末までにSDGsに取り組む地方自治体の割合を60%とする当初の目標を既に達成したことになる。今後も地方創生に向けたSDGsモデル事例を形成し、国内に横展開していく(前述4. (地方創生SDGs)p.37参照。)

国際的なSDGsを通じた連携の具体例の一つとしては、日本とメコン諸国の間で、「日メコンSDGsフォーラム」を開催してきた。2021年のオンライン形式での開催に続き、2025年3月には第2回フォーラムをバンコクで開催し、メコン地域の水資源管理や越境ヘイズについて有識者も招いて議論を行った。今後も、「2030年に向けたSDGsのための日メコンイニシアティブ」や「日メコン協力戦略2024」を踏まえ、各国のSDGs達成に向けた取組を共有し課題解決を目指していく。

JICAの持続可能な開発に向けた取組として、中小企業・SDGsビジネス支援事業等では、民間企業等のビジネスを通じた開発途上国の様々な課題解決を推し進めている。JICAチェアを通じて約80か国の大学などと連携して日本の開発経験の発信及び日本研究を促進し、国内26大学と連携しJICA留学生に日本の開発経験を学ぶ機会を提供している。アフリカでは、カイゼン・アプローチの普及を目指し、これまでにアフリカ各国で育成した600名以上の現地コンサルタントによる南南協力を推進。2022年から2024年度の三年間で約2,000社にカイゼン・経営支援を実施した。ビジネスリンケージでは、企業間連携を促進し、2023年度に119件、2024年度上半期においては既に267件に及ぶ。さらに、民間セクター開発にかかるドナー会合に参加し、民間セクター開発における知見共有や共創活動を展開するなど、多様なステークホルダーとの協力を強化している。

また、NGOを始めとする市民社会との連携を強化していくことにより、「誰一人取り残さない」世界の実現に向け、支援の届きにくい脆弱な人々への支援を行い、SDGsの推進に取り組んでいる。2023年6月に改定された開発協力大綱において、市民社会を日本の開発協力の戦略的パートナーと新たに位置付けた。開発途上国の経済社会開発支援として、実施要領記載に基づき日本NGO連携無償資金協力により2023年度には109件69億6,000万円、2024年度には102件67億1,000万円の支援を、また、自然災害や紛争に際しての緊急人道支援として、ジャパン・プラットフォーム(JPF)経由により2023年度には145件61億7,000万円、2024年度には106件34億7,000万円の支援を実施した。さらに、こうしたNGOの更なる組織体制や事業実施能力の強化、専門性の向上のための活動環境整備支援を行うとともに、ODA政策の改善やNGOとのパートナーシップ強化等を目的としたNGO・外務省定期協議会を開催し、一層の連携強化に努めている。

(3) 国連を通じた協力

日本は、50年以上にわたり、国連アジア太平洋統計研修所(SIAP¹³²)に対し、招請国政府として財政支援や事務協力を行っている。SIAPは、国連の地域委員会であるアジア太平洋経済社会委員会(ESCAP¹³³)域内等の開発途上国の政府統計職員に対する実務を重視した統計研修を実施しており、この中でSDGsの進捗測定に必要な統計手法やデータ分析に係る研修も提供するなど、SDGs達成のためのフォローアップ・レビューにおいて重要な役割を果たしている。



アフリカ・カイゼン・イニシアティブ年次会合にて
チュニジアのチュニス(Ramada Plaza)において
アフリカ・カイゼン・イニシアティブ関係者が一堂に
会する様子(写真:JICA)

¹³² SIAP: United Nations Statistical Institute for Asia and the Pacific

¹³³ ESCAP: United Nations Economic and Social Commission for Asia and the Pacific